

# 川辺町子ども・子育て支援事業計画 【案】



川 辺 町



# 目 次

---

## 第 1 章 計画の策定にあたって

---

1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	子ども・子育て支援新制度の概要	3
4	計画の期間	5
5	計画の策定方法	5

---

## 第 2 章 子ども・子育てを取り巻く現状・課題

---

1	川辺町の人口動態等の現状	6
2	教育・保育等の現状	12
3	アンケートから見られる現状	17
4	次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価	26
5	川辺町の子ども・子育てを取り巻く現状と課題	29

---

## 第 3 章 計画の基本的な考え方

---

1	計画の基本理念と基本的な視点	31
2	基本目標	33
3	施策の体系	34

---

## 第 4 章 施策の展開

---

基本目標 1	子どもがのびのび育つまちづくり	37
基本目標 2	子どもを楽しく育てるまちづくり	42
基本目標 3	子どもを地域で育てるまちづくり	46

---

## 第5章 教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の量の見込みと確保方策

---

1	教育・保育提供区域の設定	50
2	教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方	51
3	各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及び その実施時期	55
4	各年度における地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及び その実施時期	59

---

## 第6章 教育・保育及び子ども・子育て支援事業の推進方策

---

1	教育・保育の一体的提供及び推進	70
2	総合的な放課後対策の推進	72

---

## 第7章 計画の進捗状況管理

---

1	施策の実施状況の点検	73
2	国・県等との連携	73

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景と趣旨

わが国では、近年の出生数の減少や出生率の低下に伴い確実に少子化が進んでおり、国立社会保障・人口問題研究所における人口推移においても現在の傾向が続けば、50年後には、日本の総人口が1億人を割り、1年間に生まれる子どもの数が現在の半分以下の50万人を割るものと推計しています。

ライフスタイルの多様化により未婚化・非婚化が進行するだけでなく、晩婚化・晩産化が進行しており、結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状が影響していることがうかがわれることから、次世代育成支援として、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体および事業主が行動計画を策定することを通じて、次世代育成支援対策の推進を図ってきました。

しかしながら、現在子どもや子育てをめぐる環境の現実は厳しく、近年の家族構成の変化や地域のつながりの希薄化によって、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくありません。また、仕事と子育ての両立を支援する環境の整備が求められています。

このような現状・課題に対応し、子育てをしやすい社会にしていくために、国や地域を挙げ、子どもや子育て家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められ、「子ども・子育て関連3法」が平成24年8月に成立しました。

子ども・子育て関連3法<sup>\*</sup>に基づく、新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」では、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実、を目指しています。

そして、子ども・子育て関連3法の一つ、「子ども・子育て支援法」では、都道府県、市町村は、「子ども・子育て支援事業計画」を策定していくことを義務づけられています。

そこで、本計画は、こうした背景を踏まえ、次世代育成支援行動計画の実施評価や子育て家庭へのアンケート調査結果等をもとに、子どもを取り巻く現状と今後の方向性を明確にし、「子どもにとっての最善の利益」を確保できるよう、特に幼児期の学校教育・保育を提供する体制を確保する計画を策定するとともに、地域子ども・子育て支援事業の実施に関する計画を策定するものです。

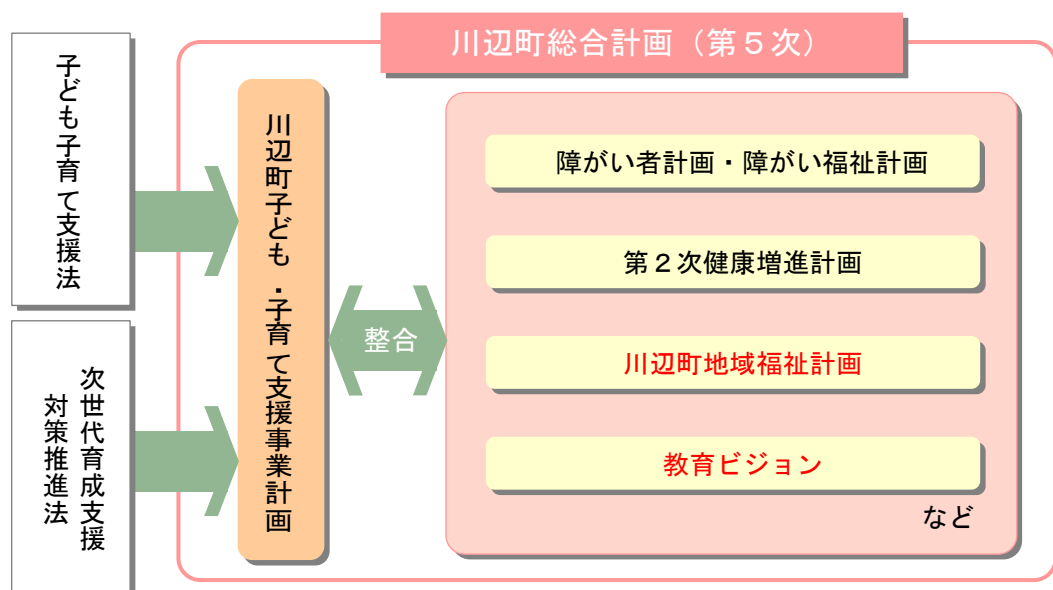
<sup>\*</sup> 子ども・子育て関連3法：子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）  
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）  
子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）



## 2 計画の位置づけ

- この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく、市町村行動計画として位置づけられます。国より示された「子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の基本指針」に基づき、川辺町の独自性を踏まえながら、川辺町が取り組むべき対策と達成しようとする目標や実施時期を明らかにし、財政状況を勘案しながら重点的、計画的に取り組みを推進します。
- この計画における「子ども」とは、胎児から乳幼児期、学童期、思春期を含む18歳までの子どもとします。また、本計画の主たる対象は、子どもと保護者（子育て家庭）とします。
- この計画は、すべての子ども自身の「育ち」と子育て中の保護者を支援するとともに、町民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育てを推進するための計画として位置づけられます。
- この計画は、川辺町総合計画の子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置づけるとともに、国の「次世代育成支援対策推進法」による市町村行動計画として策定します。
- この計画には、「川辺町第2次健康増進計画」「川辺町障がい者計画・障がい福祉計画」などの諸計画との整合および連携を図りながら、この計画における個々の施策を推進していきます。また、子どもと子育てを取り巻く施策としては、保健、医療、福祉、教育、労働、住宅・都市基盤整備などあらゆる分野があり、これらの施策の総合的・一体的な推進を図っていきます。

【 計画の位置づけ 】



### 3 子ども・子育て支援新制度の概要

#### (1) 新たな制度の目的

「子ども・子育て支援新制度」（以下「新制度」といいます。）は、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して創設されるもので、次の3つの目的を掲げています。

1. 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
2. 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
3. 地域の子ども・子育て支援の充実

#### (2) 「子ども・子育て関連3法」

新制度の創設に関する次の3つの法律を合わせて、「子ども・子育て関連3法」と呼ばれています。

1. 子ども・子育て支援法
2. 認定こども園法の一部を改正する法律
3. 関係法律の整備等に関する法律（児童福祉法等の改正）

#### (3) 制度の主な内容

##### **質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供**

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「認定こども園」の普及を図ること。具体的には、設置手続きの簡素化や、財政措置の見直しなどを検討します。

##### **保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善**

地域のニーズを踏まえ、認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育などを計画的に整備し、待機児童の解消や、多様な教育・保育の充実を図ること。

##### **地域の子ども・子育て支援の充実**

地域のニーズに応じ、子ども・子育てに関する様々なニーズに応えられるように、子ども・子育て支援の充実を図ること。

#### (4) 給付・支援事業について

新制度のもとでは、行政が保護者等に提供するサービスは、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に大別されます。

##### 子ども・子育て支援給付

- ① 子どものための教育・保育給付
  - ・施設型給付  
認定こども園・幼稚園（※1）・保育所（※2）
  - ・地域型保育給付  
小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・  
事業所内保育
- ② 子どものための現金給付
  - ・児童手当

※1 私立幼稚園は、新制度に移行する施設のみ対象。移行しない幼稚園は現行通り私学助成を継続  
※2 私立保育所は、現行通り、市町村が保育所に委託費を支払う仕組み

##### 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て家庭等を対象とする事業とし、市町村が地域の実情に応じて実施する。  
対象の範囲は法定。

- ① 利用者支援（新規）
- ② 地域子育て支援拠点事業
- ③ 妊婦健康診査
- ④ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤ 要保護児童等の支援に資する事業（養育支援訪問事業）
- ⑥ 子育て短期支援事業
- ⑦ ファミリー・サポート・センター事業
- ⑧ 一時預かり事業
- ⑨ 延長保育事業
- ⑩ 病児・病後児保育事業
- ⑪ 放課後児童健全育成事業
- ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規）
- ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規）





## 第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

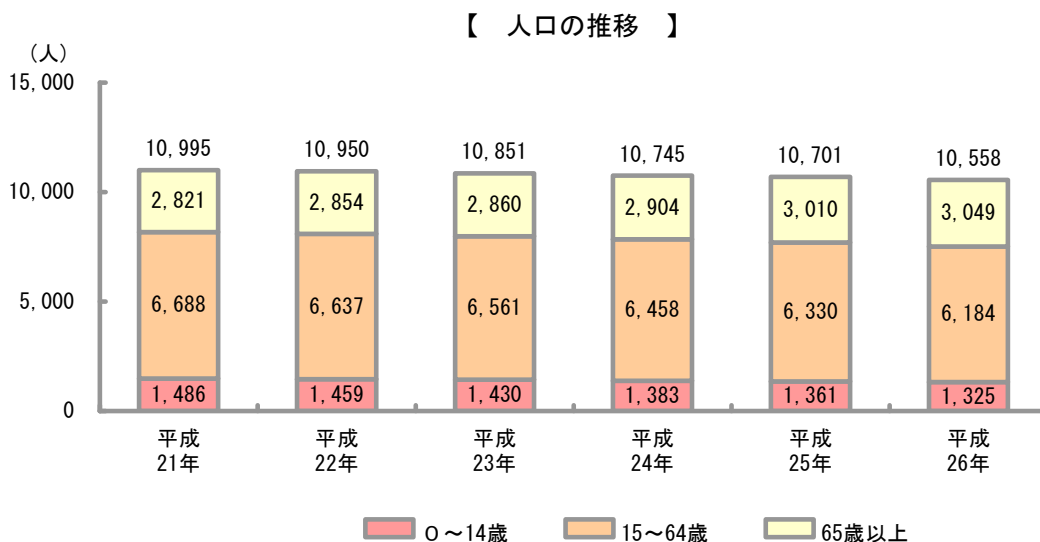
### 1 川辺町の人口動態等の現状

#### (1) 人口の推移

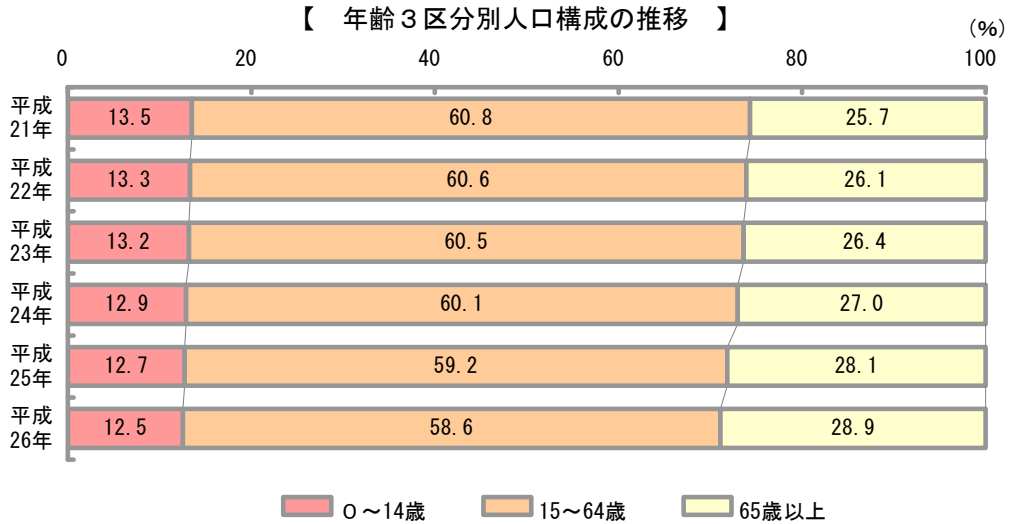


川辺町の人口の推移をみると、総人口は年々減少しており、平成26年10月1日現在で10,558人となっています。

また、年齢3区分別人口構成の推移を見ると、0～14歳の割合は減少していますが、65歳以上の割合は増加しており、高齢化が年々進んでいます。



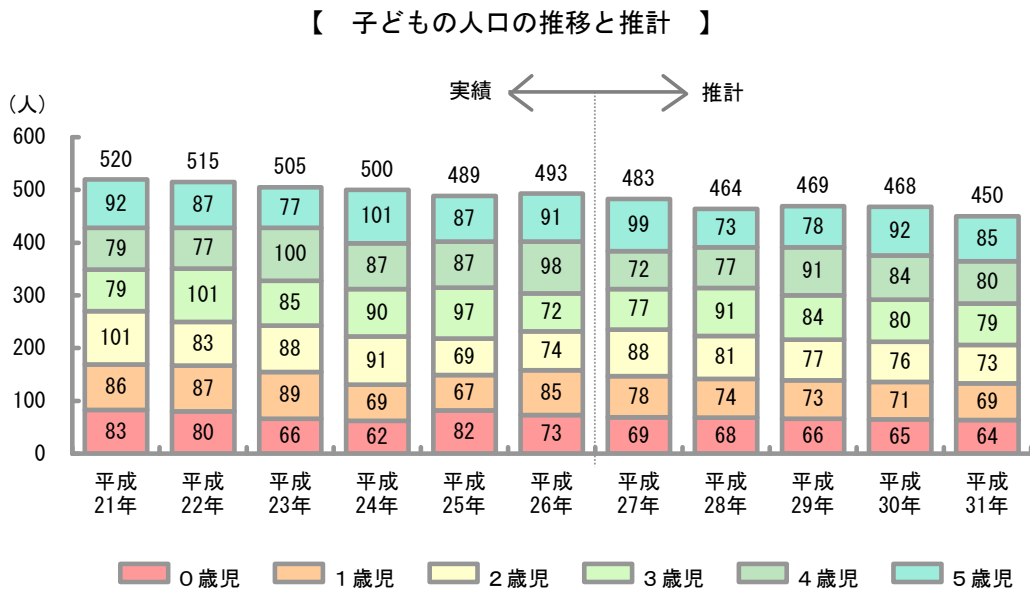
資料：平成21年～26年（住民基本台帳・外国人登録人口 各年10月値）、



資料：平成21年～26年（住民基本台帳・外国人登録人口 各年10月値）

## (2) 子どもの人口の推移と推計

川辺町の子どもの人口の推移と推計をみると、0歳から5歳の子どもの人口は、減少傾向にあります。



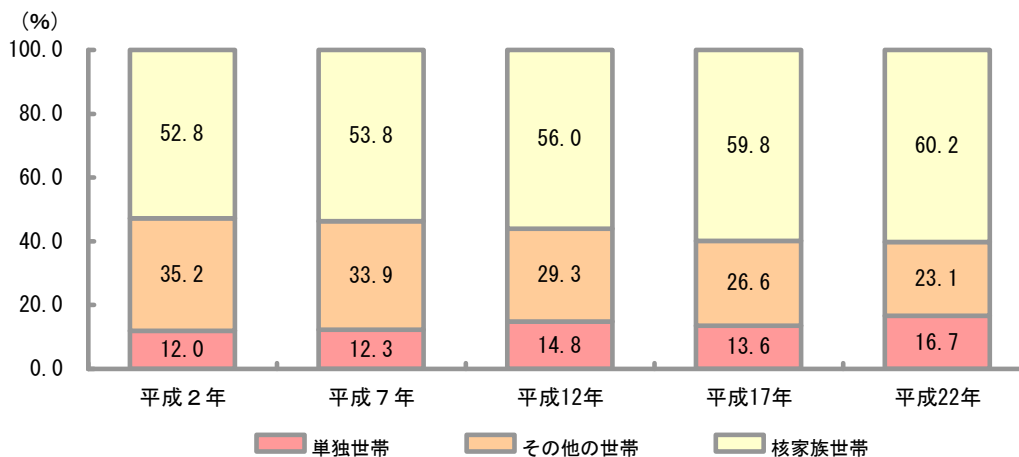
資料：平成21年～26年（住民基本台帳・外国人登録人口 各年10月値）  
平成27年～31年はコーホート変化率法\*により推計

※ コーホート変化率法：コーホートごとの5年間の人口増減を変化率としてとらえ、その率が将来も大きく変化しないものと推計し、0～4歳の子どもの人口は、15～49歳女子人口との比率により推計する方法である。コーホートとは、同年（または同期間）に出生した集団のことをいう。

### (3) 世帯構成の状況

川辺町の世帯構成の推移をみると、核家族世帯の占める割合は増加傾向にあり、平成22年で60.2%となっています。単独世帯の占める割合も増加傾向にあるため、その他の世帯の割合が減少傾向となっています。

【 世帯構成の推移 】



資料：国勢調査

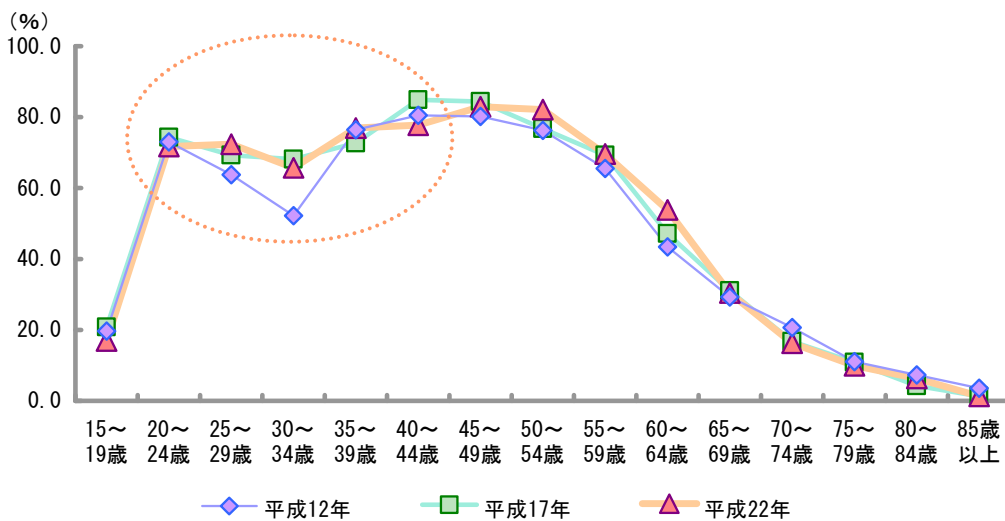
## (4) 女性の労働状況

### ① 女性の労働力率

川辺町の女性の年齢別労働力率<sup>※</sup>は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。平成12年に比べて近年は、30～34歳の労働力率が上昇しており、M字カーブの落ち込みは緩やかになっています。

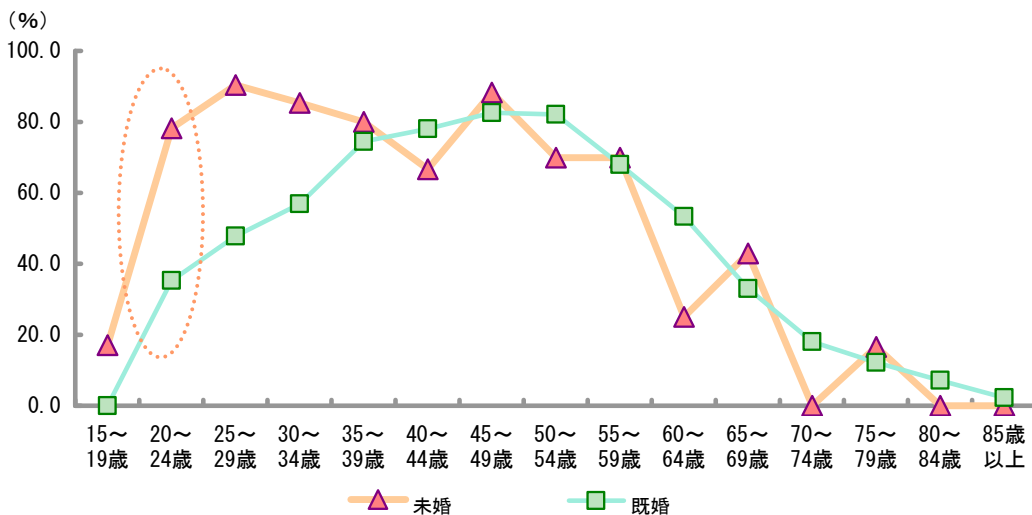
また、女性の未婚・既婚別労働力率をみると、既婚に比べ未婚の20歳から34歳において、労働力率が高くなっており、特に20～24歳で42.9ポイントの差となっています。

【 女性の年齢別労働力率 】



資料：国勢調査

【 女性の未婚・既婚別労働力率（平成22年） 】



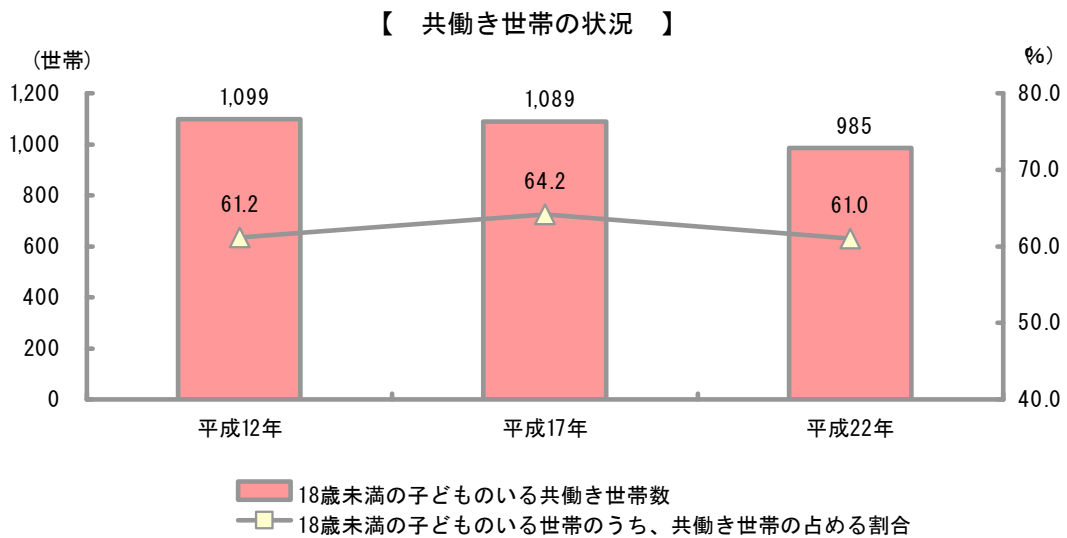
資料：国勢調査

※ 労働力率：15歳以上人口（生産年齢人口）に占める労働力人口の割合のこと。

## ② 共働き世帯の状況

川辺町の共働き世帯の状況をみると、子どものいる共働き世帯数は、減少傾向にあり、平成22年で985世帯となっています。

また、子どものいる世帯のうち、共働き世帯の占める割合は約6割となっており、横ばいで推移しています。

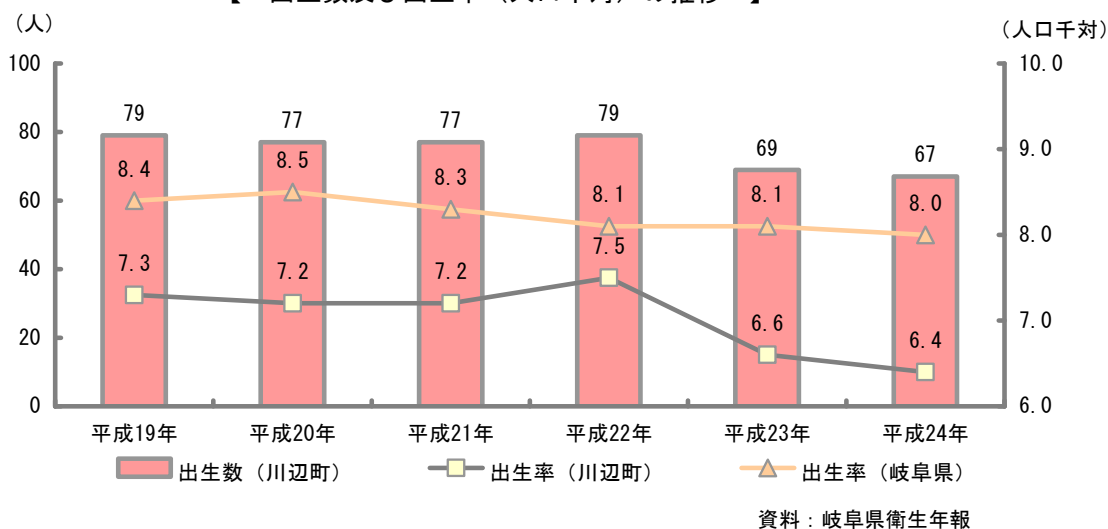


## (5) 出生の動向

川辺町の出生数及び出生率の推移をみると、出生数は平成22年以降年々減少しており、平成24年に67人となっています。

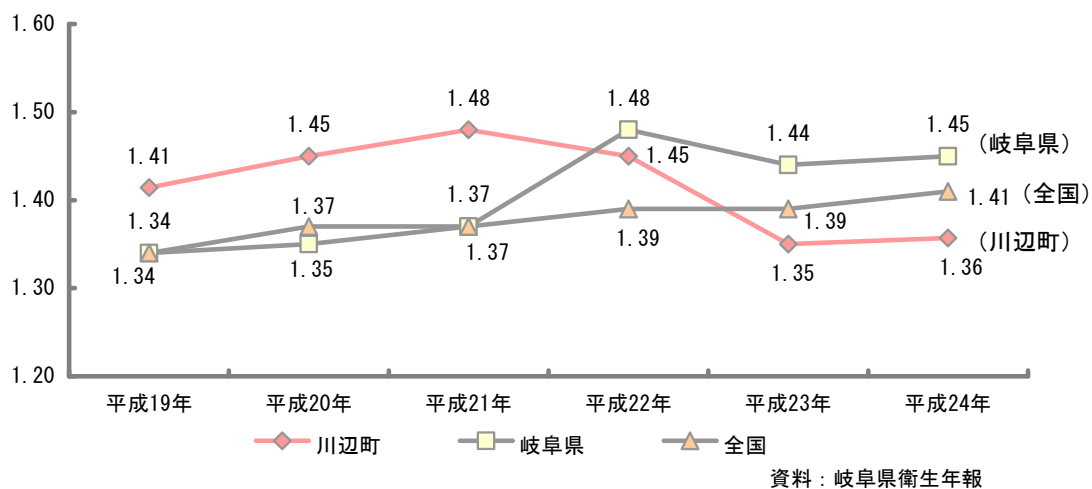
出生率は、出生数と同様に平成22年以降年々減少しています。各年で県の出生率を下回って推移しており、平成24年では県の出生率を1.6ポイント下回り、6.4ポイントとなっています。

【 出生数及び出生率（人口千対）の推移 】



合計特殊出生率とは、15歳～49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの平均の子どもの数であり、この数字は一般に少子化問題との関係で用いられます。

【 合計特殊出生率の推移 】







## (2) 特別保育事業の実施状況

川辺町の延長保育事業の施設数は、近年5年間で変わらず3か所となっています。延長保育事業の利用状況をみると、実人数が平成24年度で8人から、平成26年度の10人と増加しています。

### 【 特別（早朝・延長）保育事業の施設数 】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
第1～第3保育所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

資料：庁内資料

### 【 特別（早朝・延長）保育事業の利用状況 】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数	8人	9人	10人
利用率	1.6%	1.8%	2.0%

資料：庁内資料

## (3) 放課後児童クラブの状況

川辺町の放課後児童クラブは、川辺東児童クラブ、川辺西児童クラブの2か所となっています。利用状況をみると、平成23年度以降児童数は減少しています。

### 【 放課後児童クラブの施設数 】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
施設数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

資料：庁内資料

### 【 放課後児童クラブの利用状況 】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用者数	89人	89人	84人	77人	66人
土曜利用者数（内数）	6人	5人	8人	5人	8人

資料：庁内資料

#### (4) 地域子育て支援拠点事業の状況

川辺町の地域子育て支援拠点事業の施設数は、近年5年間で変わらず1か所です。利用状況をみると、開館日数が平成21年度から横ばいに対し、延べ利用人数は平成23年度をピークとして、以降減少傾向にあります。

【 地域子育て支援拠点事業（川辺町子育て支援センター）の施設数 】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

資料：庁内資料

【 地域子育て支援拠点事業（川辺町子育て支援センター）の利用状況 】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
開館日数	238日	240日	238日	241日	240日
延べ利用人数	7,513人	8,506人	8,659人	6,984人	6,067人

資料：庁内資料

#### (5) 一時預かり保育の状況

川辺町の一時的預かり保育は、川辺町第三保育所の1か所で実施しています。

利用状況（延べ人数）をみると、合計が平成23年をピークとして245人だったものが、以降は減少し、平成25年では197人となっています。

【 一時預かり保育の施設数 】

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
川辺町第三保育所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

資料：庁内資料

【 一時預かり保育の利用状況（延べ利用数） 】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
4時間以内	77人	95人	70人	50人	70人
4時間超え	117人	111人	175人	168人	127人
合計	194人	206人	245人	218人	197人

資料：庁内資料

## (6) 病児・病後児保育の状況

川辺町の病児・病後児保育の施設数をみると、平成 25 年度より坂祝町との協定で 1 施設利用可能となりましたが、平成 25 年の利用実績はありません。

### 【 病児・病後児保育の施設数 】

	平成 25 年度
施設数	1 か所

資料：庁内資料

### 【 病児・病後児保育の利用状況（延べ利用人数） 】

	平成 25 年度
年間延べ利用人数	0 人

資料：庁内資料

## (7) ファミリー・サポート・センター事業

川辺町のファミリー・サポート・センター事業は、平成 23 年 7 月 1 日より美濃加茂市主体での共同事業として実施しています。

会員数をみると、利用会員は平成 25 年度には前年度の 2 倍以上となっていますが、サポート会員は平成 23 年度と同数となっています。

利用状況をみると、平成 24 年の 22 件から平成 25 年の 113 件と増加しています。

### 【 ファミリー・サポート・センター事業の施設数 】

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
施設数	1 か所	1 か所	1 か所

※ H23. 6. 30 まで川辺町単独コミママ事業/H23. 7. 1~美濃加茂市主体での共同事業

資料：庁内資料

### 【 ファミリー・サポート・センター事業の会員数（川辺町在住者分） 】

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用会員	5 人	15 人	31 人
サポート会員	6 人	6 人	6 人
両方会員	0 人	0 人	0 人
合計	11 人	21 人	37 人

資料：庁内資料

【 ファミリー・サポート・センター事業の利用状況（川辺町在住者分） 】

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
保育園・幼稚園等の登園前の預かり・送り	0 件	0 件	0 件
保育園・幼稚園、学童保育等の迎えと帰宅後の預かり	0 件	0 件	0 件
学校・保育園等の休日の預かり	0 件	0 件	0 件
その他緊急・一時的に家庭での保育が出来ないとき	0 件	22 件	113 件
合計	0 件	22 件	113 件

資料：庁内資料

（ 8 ） 妊婦健診等の事業

川辺町の妊婦健診受診者数をみると、平成 22 年度の 962 人をピークとし、それ以降増減を繰り返し、平成 25 年では 844 人となっています。乳児家庭全戸訪問事業をみると、平成 21 年から出生数の減少から訪問件数は減少していましたが、平成 24 年度から 25 年度で訪問件数が 23 件増加しています。

【 妊婦健診受診者数 】

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
受診者延べ人数	884 人	962 人	836 人	945 人	844 人

資料：庁内資料

【 乳児家庭全戸訪問事業 】

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
訪問件数	84 件	71 件	68 件	62 件	85 件
新生児訪問件数	2 件	0 件	1 件	0 件	3 件

資料：庁内資料

【 育児支援家庭訪問事業（養育支援訪問事業） 】

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
世帯	2 世帯	2 世帯	1 世帯	0 世帯	3 世帯
回数	2 回	4 回	3 回	0 回	7 回

資料：庁内資料

### 3 アンケートから見られる現状

※グラフ中のNの数値は回答者数を示します。

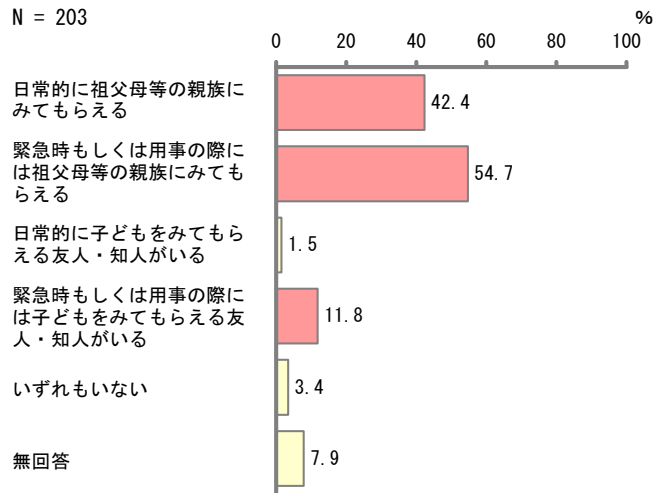
#### (1) お子さんご家族の状況について

##### ① 子どもをみてもらえる親族・知人（複数回答）

- ・「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が54.7%、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が42.4%と、日常的に親族にみてもらえる人が半数を超えています。
- ・友人・知人に子どもをみてもらえる人は約1割となっています。

【就学前児童調査】

N = 203

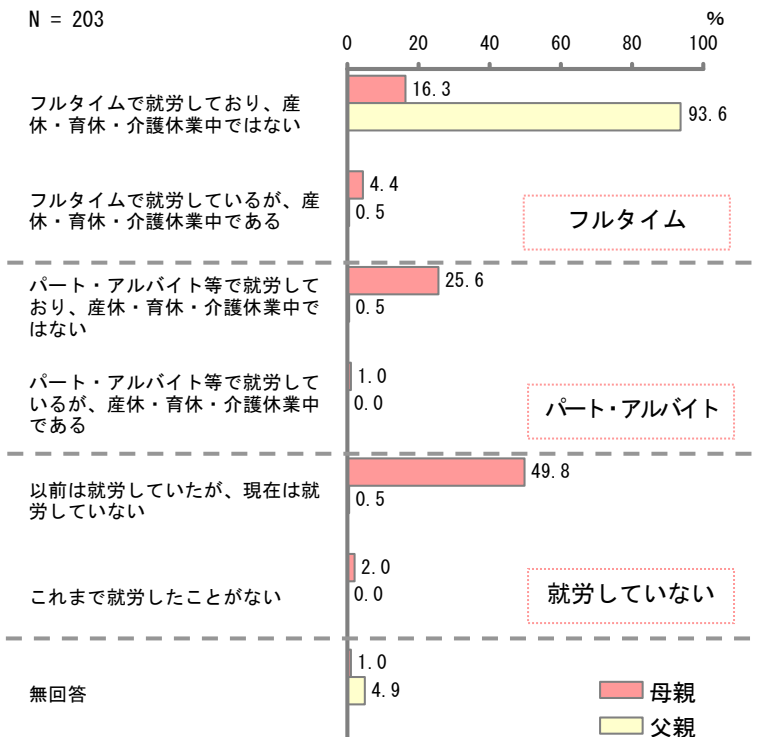


##### ② 母親と父親の就労状況（単数回答）

- ・母親は、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が49.8%と約半数となっています。また、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が25.6%、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が16.3%となっています。
- ・父親は、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が9割を超えています。

【就学前児童調査】

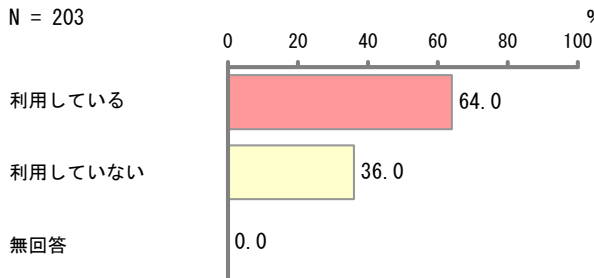
N = 203



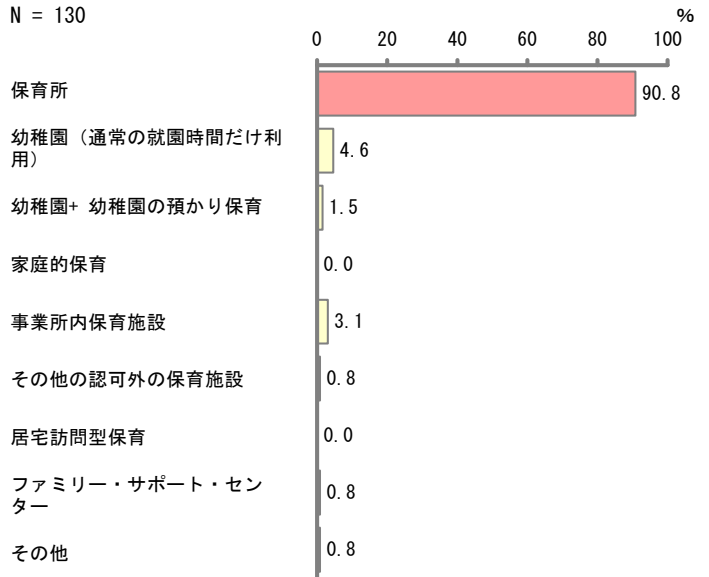
## (2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

### ① 平日利用している教育・保育事業（複数回答）

【就学前児童調査】（単数回答）



【就学前児童調査】（複数回答）



- 平日に「定期的な教育・保育の事業」を利用している人は全体の64.0%となっています。

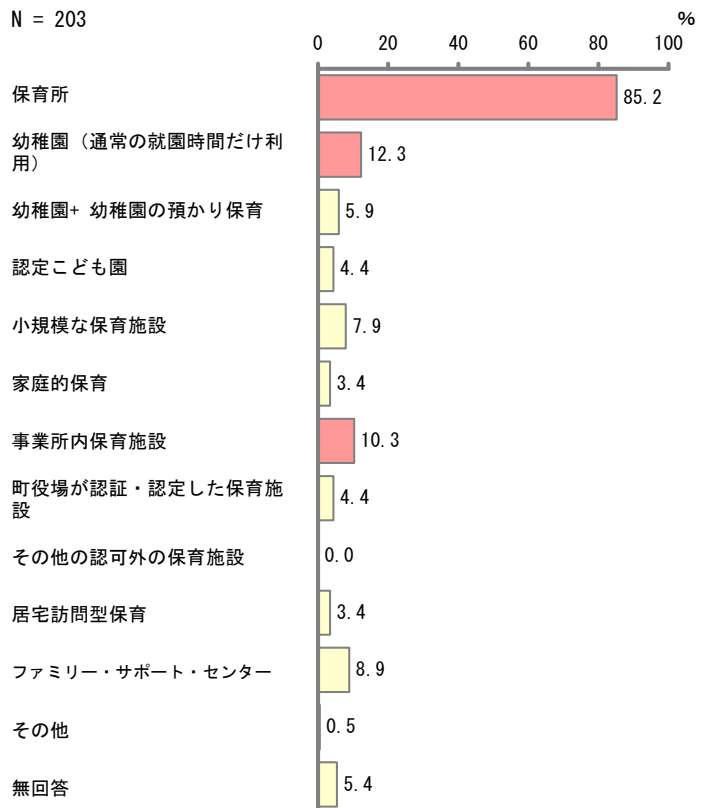
- 利用している教育・保育事業は「保育所」の割合が90.8%と最も高くなっています。

### ② 平日利用したい教育・保育事業（複数回答）

- 現在、利用している、利用していないにかかわらず、お子さんの平日の教育・保育の事業として、「保育所」が85.2%と最も高くなっています。

- 他にも、「幼稚園」「事業所内保育施設」が1割以上となっています。

【就学前児童調査】



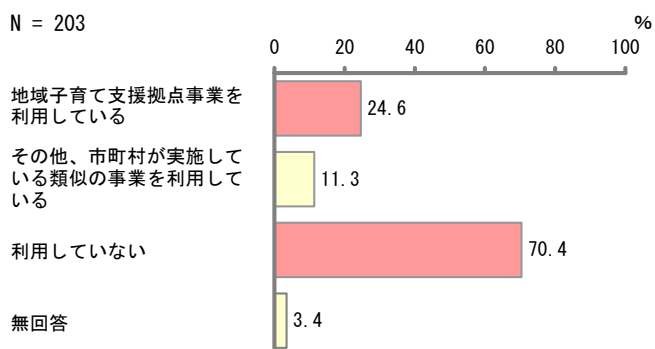
### (3) 地域の子育て支援拠点事業の利用状況について

#### ① 地域子育て支援拠点事業の利用状況（複数回答）

- 地域子育て支援拠点事業を利用しているかについて、「利用していない」が約7割となっており、「地域子育て支援拠点事業」を利用している人は2割強となっています。

##### 【就学前児童調査】

N = 203



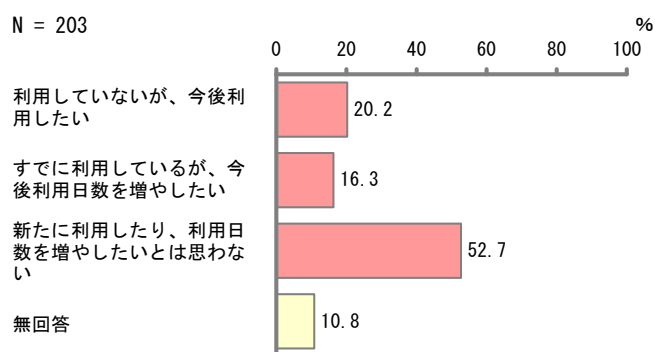
・「地域子育て支援拠点」…児童館の乳幼児対象事業や保育園で実施しているひろば事業、子育て相談事業です。

#### ② 地域子育て支援拠点事業の利用希望（単数回答）

- 地域子育て支援拠点事業を利用したいかについて、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が52.7%と半数を超えています。
- 利用希望について、「利用していないが、今後利用したい」が20.2%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が16.3%となっています。

##### 【就学前児童調査】

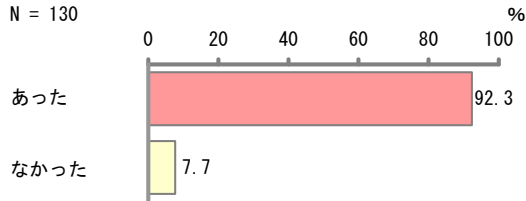
N = 203



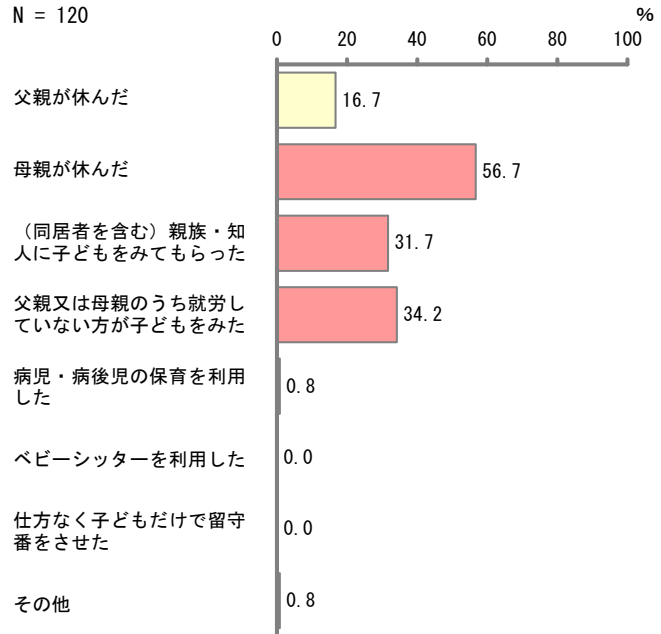
#### (4) 一時預かり等の短時間サービスについて

- ① 病気やケガで通常の事業が利用できなかったこと（単数回答）と、その主な対処方法（複数回答）

【就学前児童調査】



【就学前児童調査】



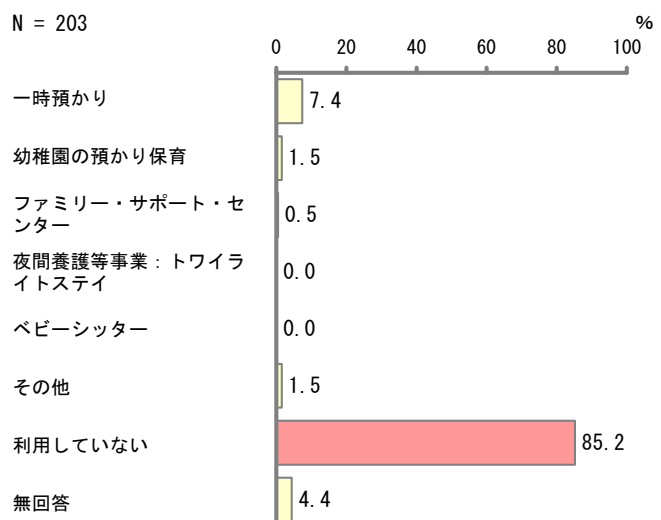
- 1年間に病気やケガで通常の事業が利用できなかったことが「あった」人が92.3%となっています。

- その対処方法として、「母親が休んだ」の割合が56.7%と最も高く、次いで「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」の割合が34.2%、「(同居者を含む) 親族・知人に子どもをみてもらった」の割合が31.7%となっています。

- ② 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用（複数回答）

- 日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期的に利用している事業はあるかについて、「利用していない」の割合が85.2%と最も高くなっています。

【就学前児童調査】

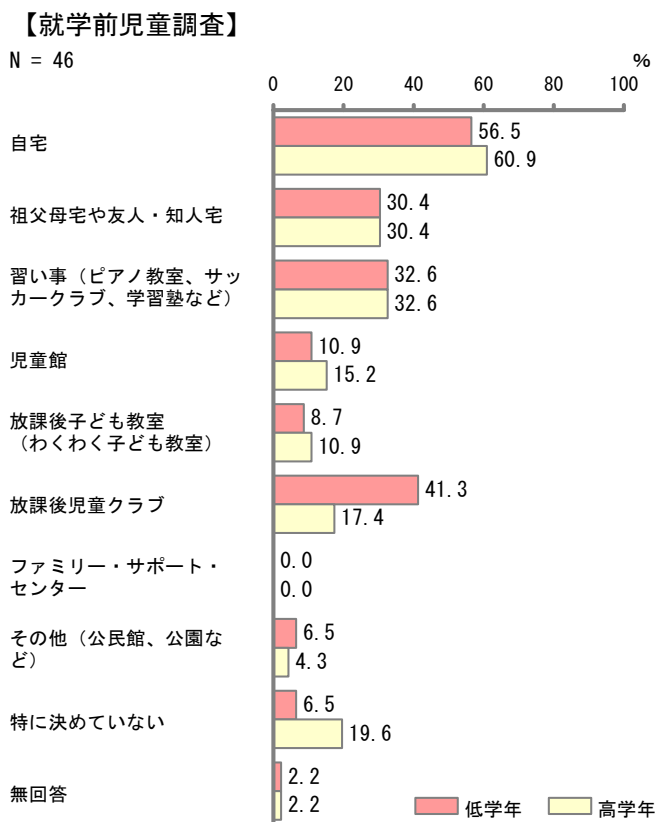




## (5) 小学校就学後の放課後の過ごさせ方について ●●●●●●●●●●

### ① 就学前児童の保護者の小学校にあがってからの希望（5歳児の保護者のみ） （複数回答）

- 子どもが小学校にあがってから放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいかについて、低学年の間、高学年になってからともに「自宅」が約6割、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が約3割となっています。
- 低学年の間では「放課後児童クラブ」が約4割であるのに対し、高学年では約2割となっています。



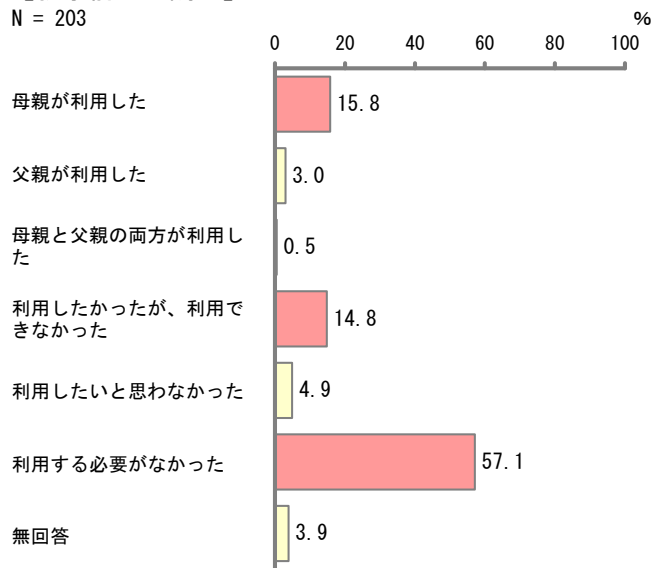
## (6) 育児休業など職場の両立支援制度について

### ① 育児休業の取得状況（単数回答）

- 育児休業の取得については「利用する必要がなかった」ために取得しなかった人が約6割となっています。
- 育児休業を取得した人は、「母親が利用した」「父親が利用した」「母親と父親の両方が利用した」をあわせ約2割となっています。
- 育児休業を「利用したかったが、利用できなかった人」が1割を超えています。

#### 【就学前児童調査】

N = 203

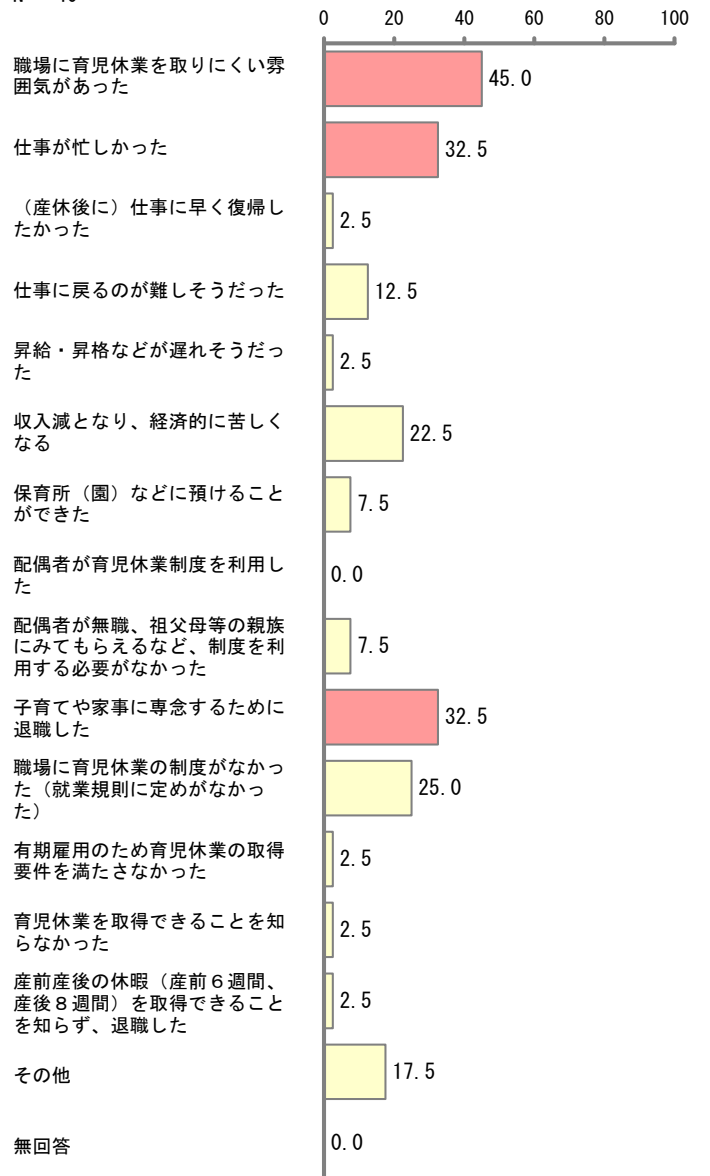


## ② 取得していない理由（複数回答）

- 育児休業を取得していない方の理由は、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が4割を超えています。また、「仕事が忙しかった」「子育てや家事に専念するために退職した」が約3割となっています。

### 【就学前児童調査】

N = 40



## (7) 子育て全般について

### ① 子育てに関して日常悩んでいること気になること（複数回答）

- 子育てに関して、日常悩んでいること、または気になることについて、就学前児童調査では、「病気や発育・発達に関すること」が35.0%、小学生調査では「子どもの教育に関すること」が44.3%とそれぞれ最も高くなっています。
- 就学前児童では、小学生調査に比べ「病気や発育・発達に関すること」「食事や栄養に関すること」の割合が高くなっています。一方、小学生調査では「子どもの時間を十分にとれないこと」「子どもの教育に関すること」「子どもの友だちづきあい（いじめ等を含む）に関すること」の割合が高くなっています。

単位：%

	有効回答数 (件)	病気や発育・ 発達に関する こと	食事や栄養に 関すること	育児の方法が よくわからない こと	子どもとの接し 方に自信が持て ないこと	子どもとの時間 を十分にとれない こと	話し相手や相談 相手がいないこ と	仕事や自分のや りたいたいことが 十分にできない こと	子どもの教育に 関すること	子どもの友だち づきあい（いじ め等を含む）に 関すること	不登校の問題に ついて	子育てに関して の配偶者・パート ナーの協力が少 ないこと	その他	特にな い	無回 答
就学前児童	203	35.0	33.5	9.4	14.8	24.1	2.5	21.2	24.1	19.2	1.0	9.9	3.0	12.3	4.4
小学生	203	24.1	20.2	4.9	15.3	35.5	4.9	12.8	44.3	32.0	1.0	11.3	4.4	12.3	3.9

② 子育てで必要な支援・対策（複数回答）

- 子育てで必要な支援・対策について、就学前児童調査では、「子連れでも出かけやすく楽しい場所を増やして欲しい」の割合が69.5%、小学生児童調査では、「子連れでも出かけやすく楽しい場所を増やして欲しい」の割合が44.8%とそれぞれ最も高くなっています。
- 就学前児童調査では、小学生調査に比べ「子連れでも出かけやすく楽しい場所を増やして欲しい」「保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減して欲しい」の割合が高くなっています。

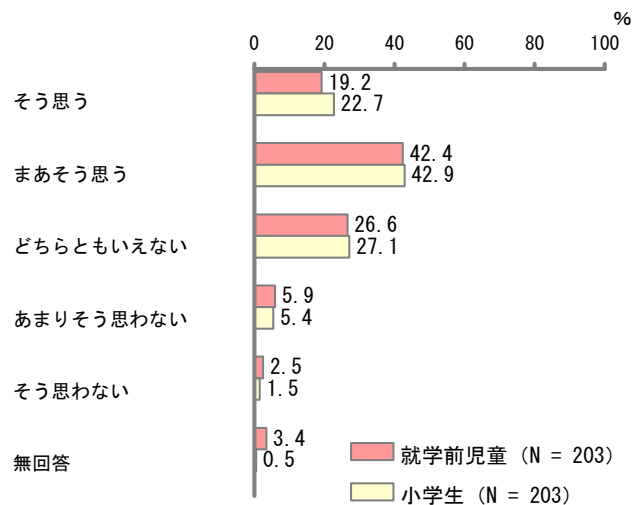
単位：%

	有効回答数 (件)	児童館など、親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会が欲しい	子連れでも出かけやすく楽しい場所を増やして欲しい	子育てに困ったときに相談したり、情報が得られる場を作って欲しい	保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減して欲しい	専業主婦など誰でも気軽に利用できるNPO等の保育サービスが欲しい	安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備して欲しい	多子世帯の優先入居や広い部屋の割り当てなど、住宅面の配慮が欲しい	残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけて欲しい	子育てについて学べる機会を作って欲しい	その他	特になし	無回答
就学前児童	203	26.6	69.5	21.2	53.2	17.7	36.5	5.9	15.8	12.8	6.4	3.4	3.9
小学生	203	21.7	44.8	20.2	21.7	8.4	35.0	4.4	14.8	13.3	7.4	11.3	5.9

③ 子育てしやすいまちかどうか（単数回答）

- 就学前児童調査、小学生調査ともに「そう思う」と「まあそう思う」をあわせた“子育てしやすいまち”だと思う人が6割以上となっています。

【就学前児童・小学生調査】



## 4 次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価

川辺町次世代育成支援行動計画（平成 22 年度～平成 26 年度）の実施状況に基づき、基本目標別に整理し、評価しました。

### 目標 1 「子どもがのびのび育つまちづくり」の評価

次代の親となることへの自覚を促すため、小中高校生の頃から小さな子どもと触れ合う機会を確保し、子育てや家庭の大切さについての理解を深めるための教育や啓発を推進してきました。

また、児童虐待は、家庭において起こりうる身近な問題として捉え、育児不安やストレスを感じることなく、安心して子育てできる支援体制の整備に努めてきました。

親子のふれあいは、子どもの成長にとってかけがえのないものであることから、親子と一緒に学んだり、体験したりする機会を提供することにより、良好な親子関係を築いていけるよう支援してきました。

目標全体では、取り組み実績の達成率は 93%（26 事業/28 事業）であり、おおむね高い達成率となっています。

今後も、次代の親の育成を図るために、中学生、高校生等が、子どもを生き育てることの意義を理解すること、また、子どもたちが個性豊かに生きる力を伸ばせるような取り組みを進めることが必要です。

養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域の子育て支援を活用して虐待を未然に防ぐほか、虐待の早期発見、早期対応に努め、関係機関等との連携を行い、支援の充実を図ることが必要です。

## 目標2「子どもを楽しく育てるまちづくり」の評価

少子化・核家族化が進行するなかで、育児ストレスや育児不安を抱える親も増加しており、乳幼児健診等の場を活用するなど、子育てについて相談がしやすい環境づくりを進めてきました。

家庭や学校、地域の人たちとの連携を強化し、思春期の子ども達の心と身体の問題に対応できるための体制づくりや、思春期の健康問題に対する正しい知識の普及・啓発に努めてきました。

ひとり親家庭や障がい児を持つ家庭に対しては、生活の安定と自立の促進を進めるための子育て、就労、経済的支援の充実を図るなど、日常生活に対する総合的な支援を積極的に進めてきました。

また、仕事と子育ての両立支援のため、利用者の生活実態及びニーズ等を十分に踏まえ、子どもにとって安全でかつ質の高い保育サービスの提供に努めてきました。放課後児童クラブについては、平成19年に1か所から2か所に増設し、利用ニーズに対応してきました。

目標全体では、取り組み実績の達成率は93%（27事業/29事業）であり、おおむね高い達成率となっています。

今後も、妊娠・出産期からの切れ目ない支援に配慮することが重要であり、母子保健関連施策との連携確保が必要です。このため、妊婦に対する健康診査を始め、母子保健に関する啓発、妊産婦等への保健指導その他母子保健関連施策等を推進することが必要となります。

また、関係機関・団体との連携を強化し、母子・父子家庭への支援、障害児施策の充実を図る必要があります。教育・保育事業の充実に向けては、人材の確保が課題となります。

### 目標3「子どもを地域で育てるまちづくり」の評価

---

子どもや乳幼児を連れた人・妊婦等はもちろん、高齢者や障がい者など、すべての人にやさしく利用しやすいという「ユニバーサルデザイン」の考えに基づき、公共交通機関、道路、公共施設、住宅等の生活環境のバリアフリー化を推進してきました。

また、子育て支援センターと連携して、子育てサークルへの支援など地域における子育て支援のネットワークづくりを進めてきました。

また、子育て支援センター（第三保育所内）に相談員を配置するなど、身近なところで気軽に相談できる場所を整備するとともに、町の広報誌やホームページを活用し、細かな情報提供に努めてきました。

目標全体では、取り組み実績の達成率は85%（23事業/27事業）であり、おおむね高い達成率となっています。

今後も、子育て世帯にやさしいまちづくりを推進することが求められます。

家庭・学校・地域・行政等との連携など、社会全体で子育て家庭を支援していくことが必要です。





## (2) 次代を担う親の育成について

○すべての人が、子育てに対する不安や負担を抱え込むことなく、ゆとりをもって子育てできるように支援していく必要があるとともに、施設の地域格差やサービスの仕組みにより、利用の少ない事業や、緊急時に利用しにくい事業などがあるため、サービスがより身近なものとして気軽に利用できるような工夫が求められています。

○ひとり親家庭については、母子家庭の場合、経済的な問題、また父子家庭においては家事や子育てに不慣れなため家庭生活においても多くの問題を抱えているケースが少なくありません。今後もひとり親家庭の親と子が安心して暮らしていけるよう精神的、経済的な支援に関する情報提供や相談体制を充実していく必要があります。

○乳幼児期は、生涯にわたる生活習慣と人格の基礎を形成する最も大切な時期であり、この時期に良好な親子関係を築くことが大切です。また核家族化やひとり親家庭の増加などの影響により、母親の孤立から育児不安に陥ることが懸念されます。

## (3) 子どもを楽しく育てることについて

○近年、本町において、女性の就労率の上昇や育児休業制度の普及などにより、子育て家庭においても共働きが増えています。また、変則的な勤務に応じた保育や、急な用事や育児疲れ解消などを目的とした保育など、多様化するニーズに柔軟に対応した保育サービスの提供が求められています。

## (4) 子どもを地域で育てることについて

○地域において子どもが主体的に参加し、自由に遊べ、学習や様々な体験活動、地域の人と交流活動等を行うことができる安全・安心な居場所づくりが必要です。

○子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは未来への投資であり、行政や地域社会を始め社会全体で支援していく必要があります。また、地域におけるさまざまなネットワークを利用し、少しでも多くの人にサービスや事業の周知、それらの利用および参加を促進するとともに、地域で活動しているNPOや団体、町民ボランティア活動等の充実に向けて支援し、地域に根ざしたネットワークを図るなど、町民協働による子育て支援の充実が望まれます。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念と基本的な視点

#### (1) 計画の基本理念

本町の子ども・子育て支援施策の推進にあたり、目指すべき基本理念を次のとおり掲げます。



『すべての子どもが、良質な養育・保育・教育により、健やかに育つまち「川辺」』の実現を目指します。

子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、社会の発展に欠かすことができません。そのためにも、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもとともに、親も親として成長していくことが大切です。

また、人が家庭を、家庭が地域を、地域がまちを築いていくことから、親や家庭が子育てを主体的に行っていくことを前提としながらも、社会全体が積極的に子育てに関わりを持ち、時代を担う子どもの健全育成を図ることが、まちの成長につながります。

『すべての子どもが、良質な養育・保育・教育により、健やかに育つまち』を実現できるよう、子ども・子育て支援の施策を推進します。

## (2) 計画の基本的な視点

### 子ども視点

子どもは、社会の希望、未来をつくる力です。そのためにも、子どもは、家族の愛情のもとに養育され、自らも家族の一員としての様々な役割を果たしながら成長を遂げていくことが必要です。

「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを基本に、子どもの視点に立ち、乳幼児期的人格形成を培うため質の高い教育・保育に配慮し、子どもの健やかな成長が保障されるような環境づくりを進めます。

### 次世代の親づくりという視点

子どもの健やかな成長は、家庭や地域の願いであり、ひとりの人間としての権利、自由そして幸せが尊重されるように配慮されなければなりません。子ども自らが、多くの人々との関わりや様々な経験を通して、生きていることの喜びを実感しながら成長し、次代の親になっていくという、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みを進めます。

### すべての子どもと家庭の支援の視点

子ども・子育て支援には、子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援という観点から推進することが必要です。その際には、保護を必要とする子どもの増加や虐待等の子どもの抱える問題にも十分に対応できるよう体制の整備を進めます。

### サービス利用者の視点

核家族化や都市化の進行等の社会環境の変化や国民の価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援にかかる利用者のニーズも多様化しています。子ども・子育て支援においては、多様な個別のニーズに柔軟に対応できるように、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取り組みを進めます。

## 2 基本目標

### 基本目標 1 子どもがのびのび育つまちづくり

子どもがのびのびと育つ環境づくりを進める上では、子どもの主体性や自主性を尊重することが重要であり、子どもの健全な育成を阻害する児童虐待防止についても地域が一体となって取り組んでいく必要があります。本町における各種施策を進めていくことで、子どもたちが“遊び・学び・交流”を通して、それぞれの可能性を伸ばすことができる「子どもがのびのび育つまちづくり」をめざします。

また、子ども自らが、多くの人々との関わりや様々な経験を通して、生きていることの喜びを実感しながら成長し、次代の親になっていくための取り組みを進めます。

### 基本目標 2 子どもを楽しく育てるまちづくり

核家族化などの家族形態の変化、子育てする母親の孤立化など、子育ての環境が変化している中で、子育ての負担感・不安感を感じる親が多くなってきています。

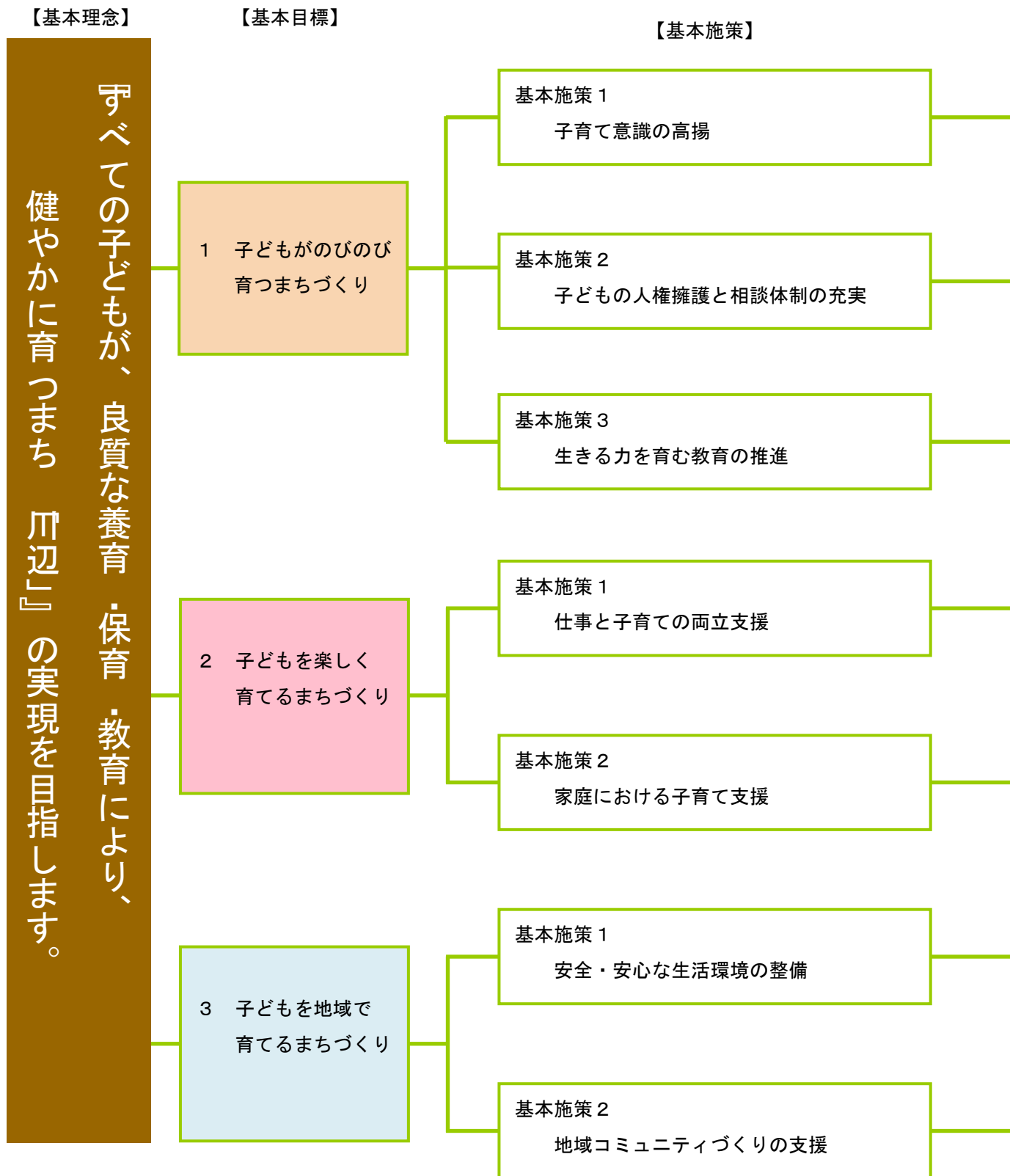
そのため、本町においては、すべての子育て家庭への支援策の充実を図り、子育て中の家庭はもちろんのこと、子どもを持ちたいと思っている人が、安心して子どもを産み、楽しく育てることができる「子どもを楽しく育てるまちづくり」をめざします。

### 基本目標 3 子どもを地域で育てるまちづくり

子育ては本来、家庭を中心に行なわれるものですが、近年の急速な社会環境の変化においては、個々の家庭だけでは困難な状況にあり、地域や社会全体での子育て支援が必要とされています。また、子どもは、地域社会の中で人とふれあい、交流することにより、社会性を身につけ、成長していきます。

本町においては、子育ては親だけでなく、地域や社会全体が協力してするものであるという意識を持ち、「子どもを地域で育てるまちづくり」をめざします。

### 3 施策の体系



【施策の方向】

- ① 幼少期からの男女共同参画意識の醸成
- ② 次代の親の育成支援

- ① 児童虐待防止対策の充実
- ② いじめ・不登校児童などの対応の充実
- ③ 子どもの不安や悩み等への対応

- ① 教育の環境整備と質的向上
- ② 家庭の教育力の向上
- ③ 障がい児の早期療育・教育体制の充実

- ① 多様な保育サービスの充実
- ② 働きやすい職場環境の整備
- ③ 総合的な放課後対策の推進

- ① 経済的負担の軽減
- ② 安心して子育てできるための支援の充実
- ③ 障がい児家庭への支援
- ④ ひとり親家庭の自立支援の充実

- ① 子どもの遊び場の充実
- ② 子どもの安全の確保
- ③ 子育てバリアフリー環境の整備

- ① 子育て支援のネットワークづくり
- ② 地域のふれあい・交流の促進

## 第4章 施策の展開

3つの基本目標の実現に向けて、7つの基本施策に基づく、現状・課題、今後の方向と、目標を定め、川辺町の取り組みを計画的に推進していきます。



基本目標	<ul style="list-style-type: none"><li>・子育ての様々な課題の解決に向けて、3つの基本目標を設定しています。※第3章参照</li></ul>
基本施策	<ul style="list-style-type: none"><li>・基本目標を実現するための7の施策を設定しています。</li><li>・アンケート調査等から川辺町の方向性を示しています。</li></ul>
基本施策の取組	<ul style="list-style-type: none"><li>・基本目標・施策を達成するための主な個別事業として、町が取り組むべき役割を示しています。</li><li>・施策・事業別に担当課を示しています。</li></ul>



## 基本施策 1 子育て意識の高揚

### ① 幼少期からの男女共同参画意識の醸成

幼少期から男女平等意識の醸成に努め、男女が支えあって社会を担っていくことの大切さや、子どもを生み育てることの意義に関する教育・啓発を進めます。

### ② 次代の親の育成支援

次代の親となる世代が、将来子どもを生み育てたいと思えるよう、保育所や地域等において小学生や中学生、高校生や社会人などが乳幼児や子どもと交流できる機会の提供に努めます。

No	個別施策	取り組み内容	関係課
1	赤ちゃんのふれあい体験学習	核家族、少子化により、乳児とふれあう機会が少なくなった思春期の子どもたちに、赤ちゃんとふれあうことによって生命の尊さ・性の尊重を学んでもらいます。また、子どもの成長を見守る親の喜び・責任について、男女共に協力し家庭を築いていくということの大切さを学んでもらいます。	住民課
2	食育教室	思春期における食生活を健康と関連づけ、正しい食習慣や規則正しい生活を身につけます。また、調理実習を通して、必要なエネルギーや栄養素の摂取について学びます。	住民課

## 基本施策 2 子どもの人権擁護と相談体制の充実

### ① 児童虐待防止対策の充実

関係機関との連携を強化し、早期発見・早期対応に努めます。また、児童虐待は親のストレスや親の育ってきた環境による影響が大きいことから、子育ての不安や悩み等、親の抱える心理的な問題の解消を図るなど、児童虐待の未然防止に努めます。

No	個別施策	取り組み内容	関係課
1	被虐待児童の早期発見	要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会、個別ケース検討会議等あらゆる機会を活用するとともに関係機関と連携し、児童虐待の未然防止に努めます。	住民課
2	子どもの人権尊重の啓発推進	学校、保育所、青少年町民会議、その他関係団体が連携を図り、総合的に支援していきます。	教育課

### ② いじめ・不登校児童などの対応の充実

いじめや不登校児童・生徒の早期発見、早期対応に努めるとともに、居場所づくりと絆づくりによるいじめや不登校の未然防止教育を推進します。また、家庭、学校、地域、関係機関等が連携の強化を図り、不登校児童・生徒が学校復帰できるよう、保護者への助言を行うなど、適切な支援施策を展開していきます。

No	個別施策	取り組み内容	関係課
1	いじめ、不登校児童などの対応の充実	道徳教育に重点をおき、hyper-QU（教育・心理検査）を継続して実施し、子どもたち一人ひとりの自己肯定感を高めるための授業や学校づくりに努めます。	教育課
2	情報モラル教育の充実	いじめや犯罪の原因である携帯、スマホ、メール、SNSなどの利用について情報モラル教育を充実します。	教育課

### ③ 子どもの不安や悩み等への対応

子どもが抱える不安や悩みへの対応を図るため、気軽に相談できる体制を整備します。  
また、日常の話し相手として、心の問題の専門家であるカウンセラーやスクール相談員による、保護者も含めて相談を受けられる体制を充実します。

No	個別施策	取り組み内容	関係課
1	精神的な不安や悩みを持つ児童・生徒への対応	教育委員会事務局内に「教育相談電話」を設置します。 小・中学校においてスクールカウンセラーやスクール相談員による、教育相談アンケートや教育相談を定期的実施するなど、子どもの心の相談の体制の充実を図ります。	教育課

## 基本施策3 生きる力を育む教育の推進

### ① 教育の環境整備と質的向上

本町では「みつめ、かかわり、みがきあう」の視点で「生きる力を育てる」を教育の大きな目標としています。主体的に自らの力で困難に立ち向かう“たくましさ”と、他人の痛みを感じることのできる“やさしさ”の心を育む教育を幼児期から一貫して推進します。

No	個別施策	取り組み内容	関係課
1	学校教育の充実	学校教育をより充実させていくため、ユニバーサルデザイン※を生かした教育やポート、カヌー教室など特色ある教育活動を展開していきます。	教育課
2	保育所保育の充実	保育内容の充実と保育士の資質向上に努めます。	教育課
3	心の教育の推進	学校、保育所等において、高齢者・障がい者・乳幼児等との交流機会を通して、他者を理解し、他者を思いやる心を培う教育・保育を推進します。	教育課

※ ユニバーサルデザイン：あらかじめ障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

## ② 家庭の教育力の向上

今日、少子化や核家族化の進行から子育ての知恵が伝承されにくくなっています。また、親の過保護、過干渉、放任、無関心などによって子どもの育ちが歪められつつあるとも言われています。

さらには、児童虐待が社会問題として深刻化しています。こうした子育てを取り巻く環境の変化の中で家庭の教育力を高めるための施策を積極的に展開します。

No	個別施策	取り組み内容	関係課
1	家庭教育学級等の充実	家庭教育の充実を図るため、保育所や学校の行事と連携して、課題にあった学習内容の見直しを図るなど、ひとりでも多くの親への参加を呼びかけていきます。	教育課
2	父親・祖父母を対象にした学習の推進	父親や祖父母の子育てに関する知識の普及と子育て参加の促進を図るため、様々な講座や教室における父親や祖父母の参加を呼びかけます。	教育課
3	各機関との連携	子どもの発達段階に応じた課題を明確にし、連携して情報の提供、学習機会の提供、相談体制の整備を行っていきます。また、子育てしている親に寄り添いながら、わかりやすく利用しやすい支援を提供していきます。	教育課 住民課
4	家庭教育力の充実	親子で参加できる事業の実施や広報誌等による情報提供によって、家庭教育力の向上に努めます。	教育課
5	親子のふれあいの推進	親子が時間を共有し、ふれあいを高めることを目的として、現在、毎月第3日曜日を「家庭の日」とし、家庭の日カレンダーを作成して啓発しています。 今後とも「家庭の日」や「学校週5日制」の意義をPRし、家庭において親子が十分にふれあえる機会を多く持つことが、子どもの発達上重要であることを強く訴え、その啓発に努めます。特に学校、保育所、地域等でのあらゆる活動の場面で親子の共同体験活動を重視した活動に取り組みます。	教育課

### ③ 障がい児の早期療育・教育体制の充実

障がいの早期発見、早期治療に向けて、保健センター、保育所、親子教室は連携体制を強化します。また、障がい児ができるだけその子に適した教育を受けられるようその体制づくりに努めるとともに、特別支援学校等との連携を密にして障がいのある子どもが安心して教育が受けられる体制づくりに努めます。

No	個別施策	取り組み内容	関係課
1	障がい児教育の推進	引き続き町内の小中学校の特別支援学級において、障がい児の適切な教育が行えるよう専門の教師の配置に努めるとともに、通級による教育を推進します。	教育課
2	教育相談の推進	保育所、学校、保健センターなどの関連機関と連携を図りながら、障がい児に対する相談体制の充実に努めます。	教育課
3	盲・ろう・特別支援学校教育との連携	引き続き近隣の盲・ろう・特別支援学校との緊密な連携を図り、障がい児教育の充実に努めます。	教育課
4	児童発達相談事業の推進	子どもの状況について、小学校就学時に最も適した援助を考え、相談に応じるなど、今後も相談事業の継続・充実に努めます。	教育課
5	親子教室運営事業の推進（児童発達支援事業）	親子教室の運営を引き続き行い、障がい児の言葉の指導のほか、発達に遅れのみられる子ども、境界領域の子どもなどの発達の援助を推進します。	教育課
6	障がいの早期発見、相談の充実	保育所等との連携を深めるとともに、様々な相談に対応できるよう臨床心理士などのスタッフの充実に努めます。また、各健診・相談未受診者に対しては、電話・訪問等で受診の呼びかけを行うなど、親の育児不安の軽減や障がいの早期発見、早期治療につなげるための健診事業の充実に努めます。	教育課 住民課

## 基本施策 1 仕事と子育ての両立支援

### ① 多様な保育サービスの充実

女性の就労形態の多様化や利用者の保育ニーズに対応するため、きめ細かな保育サービスの提供に努めるとともに、安心して子どもを預けられるよう保育所設備の充実に努めます。

No	個別施策	取り組み内容	関係課
1	保育サービスの充実	良好な保育環境を確保するとともに、多様な保育ニーズに対応できるよう、特色ある保育の実施に努めます。また、保育士への研修等の充実を図るなど、資質の向上に努めます。	教育課
2	認定こども園	幼稚園と保育園が相互に連携して、子どもたちが一体的に教育・保育を受けられる幼保連携型認定こども園への移行を計画的に推進します。	教育課
3	低年齢児保育の充実	現在、町内3か所の保育所において低年齢児保育を実施しています。	教育課
4	特別保育の充実	現在、町内3か所の保育所において早朝保育、19時までの延長保育を実施しています。19時までの希望は少ないものの、今後は、保護者の就業形態や就業時間の多様化などを踏まえ、利用者のニーズを見極めながら対応していきます。	教育課
5	一時保育の充実	現在、町内1か所（第三保育所）の保育所において一時保育を実施しています。今後は利用者のニーズに伴い保育の拡充に努めます。	教育課
6	休日保育の検討	保育ニーズの動向を踏まえながら、休日保育を検討します。	教育課
7	ファミリー・サポート・センター事業	平成23年7月1日から美濃加茂市ファミリー・サポート・センターの共同実施をしています。円滑な事業運営と支援の充実を図るため、サポート・利用会員双方のバランスの良い会員の確保に努めます。	教育課
8	利用者支援事業	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報の集約と提供を行うとともに、子どもや保護者が、円滑に利用できるように身近な場所で相談に応じるなどの支援を実施します。	教育課
9	苦情・第三者評価・リスクマネジメント等によるサービスの質の向上	保育所や放課後児童クラブ等への苦情については、その受け付けから解決に至るまでの体制づくりを進めます。また、第三者評価制度、さらに事故等の防止や事故発生時の対応などについて事前に検討しておく危機管理（リスクマネジメント）の体制整備を図り、サービスの質の向上に努めます。	教育課

No	個別施策	取り組み内容	関係課
10	障がい児保育の推進	職員及び、施設の整備、環境の充実を図るなど、それぞれの障がい児に対して適切な援助ができるように努めます。また、保護者、主治医や関係機関との連携を密にするとともに、必要に応じて療育機関等の専門機関からの助言を受けるなど、適切な対応に努めます。	教育課
11	ひとり親家庭支援事業の実施	ひとり親家庭の親などが病気等のため一時的に保育サービスが必要になった場合、病児・病後児保育やファミリー・サポート・センター等、個々の実情に応じたきめ細やかな相談対応を図るなど、ひとり親家庭の子育て支援に努めます。	教育課

## ② 働きやすい職場環境の整備

誰もが仕事と生活の調和がとれた働き方や暮らし方ができるよう、国の「仕事と生活の調和憲章（ワーク・ライフ・バランス憲章）」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に基づき、労働者に対する意識啓発や情報提供に努めます。

No	個別施策	取り組み内容	関係課
1	子育てしやすい職場環境の整備	育児休業制度の普及や休職中の親の職場復帰等を企業に働きかけるなど、仕事と子育てを両立しやすい環境づくりに努めます。	産業環境課
2	男女共同参画社会の理念の普及	男女がともに家庭と仕事を分かち合える生活や社会を築くために、学校、保育所等における保護者を対象にした事業、生涯学習等の社会教育での事業、地域子育て支援センター、保健センター等での男女共同参画意識の普及・啓発の推進を図ります。また、町広報誌を活用するなど、男女がともに家庭と仕事を分かちあえる意識の醸成に努めます。	企画まちづくり課

## ③ 総合的な放課後対策の推進

「放課後児童クラブ」の充実や「放課後子供教室」の整備・開設を進め、総合的な放課後対策を計画的に推進します。

No	個別施策	取り組み内容	関係課
1	放課後児童クラブの充実	今後も利用者のニーズに合った放課後児童クラブの充実に努めます。	教育課
2	「放課後子ども総合プラン」の検討・整備	全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後子供教室を計画的に開設していきます。	教育課

## 基本施策 2 家庭における子育て支援

### ① 経済的負担の軽減

子育て中の若い保護者にとって、子どもの養育にかかる経済的負担は大きく、そのことが少子化につながる一因ともなっています。そこで、今後も子育て世帯に対しての経済的負担の軽減等の支援に努めます。

No	個別施策	取り組み内容	関係課
1	乳幼児医療費の公費負担制度の拡充	乳幼児等の健康を守り、子育て家庭の経済的負担の軽減を継続し、一層の拡充を図ります。	住民課
2	不妊治療費助成	不妊治療等を受けている夫婦に対し、治療に要する費用を補助しています。	住民課
3	妊婦健康診査	妊婦健診に係る費用を（一人当たり14回分）助成することで、妊娠期の経済的負担を軽減し、適正な時期に定期的な受診がされるよう促し、異常の早期発見・早期治療及び精神的不安の解消を図っています。	住民課

### ② 安心して子育てできるための支援の充実

子育て家庭が自信とゆとりを持って楽しく子育てができるよう、関係機関等と連携し相談体制等の充実を図ります。

No	個別施策	取り組み内容	関係課
1	乳児家庭全戸訪問事業	乳児のいる全ての家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供、乳児及びその保護者の心身の状況や養育環境の把握、養育についての相談を行います。	住民課
2	養育支援訪問事業	乳幼児や児童の養育について、支援が必要であると判断した家庭に対し、保健師、助産師、看護師、ホームヘルパー等が家庭訪問し、指導助言を行うことで虐待の発生予防に努めます。	住民課



### ③ 障がい児家庭への支援

関係機関が連携して、発達の遅れや障がいのある児童の早期発見、早期療育のための事業を実施します。また、障がい児家庭が抱える悩みに対応するため、相談・指導体制の充実に努めます。

No	個別施策	取り組み内容	関係課
1	地域療育のためのネットワークの充実	教育委員会・保育所・親子教室・保健センター・その他関係機関が連携してネットワークを構築します。	住民課
2	家族支援の充実	家庭訪問等を通じて個別的な相談・指導に努めます。また、障がいに対する住民の理解や協力を得るための啓発等の活動に努めます。	住民課 教育課

### ④ ひとり親家庭の自立支援の充実

ひとり親家庭の自立支援を促進するため、母子家庭等医療費助成、母子寡婦福祉資金など経済的支援の充実に努めるとともに、個々の家庭状況に応じて日常生活への支援、就業への支援に努めます。

No	個別施策	取り組み内容	関係課
1	ひとり親世帯への経済的支援の推進	ひとり親家庭に対する医療費の助成や、生活の自立を支援するための就業・生活資金や子どもの就学資金などを貸し付ける母子・寡婦福祉資金貸付制度の利用などを促進し、経済的な支援に努めます。	住民課

## 基本施策 1 安全・安心な生活環境の整備

### ① 子どもの遊び場の充実

子どもは、友だちとの遊びを通して心身を成長発達させ社会性を学びます。しかし、交通環境の悪化などから安全に遊べる場が少なくなりつつあります。そこで、公園等を子どもが安心して遊べる場となるよう努めます。また、関係機関と連携して子どもの生活圏の中で、事故等から子どもを守る道路環境の整備や遊び場等の危険箇所の点検・整備など安全な生活環境整備を推進します。

No	個別施策	取り組み内容	関係課
1	安全な遊び場の維持・管理	公園などの遊び場において、子どもたちが安全で安心して遊ぶことのできるよう維持・管理を図ります。	基盤整備課

### ② 子どもの安全の確保

近年、子どもが被害者となる交通事故の増加や子どもの連れ去り事件など、子どもの安全が脅かされてきています。子どもたちを犯罪や交通事故から守るためには、行政、地域、警察、保育所、学校などが連携して総合的な交通安全や防犯対策に取り組むことが重要であり、学校付近や通学路におけるパトロールを強化するなど、子どもが犯罪に巻き込まれないような防犯体制の強化に努めます。

No	個別施策	取り組み内容	関係課
1	交通安全対策の充実	子どもを交通事故から守るために、行政、地域、警察、保育所、学校などとの連携を強化し、総合的な交通安全活動を進めます。また、地域・家庭内での事故防止に向け、あらゆる場を活用しながら安全啓発に努めます。	教育課
2	チャイルドシート着用の啓発	子どもの交通事故防止を図るためにも、今後もチャイルドシート着用等の啓発に努めます。	総務課
3	通学路の安全確保	通学路交通安全推進協議会において、継続的に通学路の安全確保を図ります。	教育課 基盤整備課 総務課

### ③ 子育てバリアフリー環境の整備

公共施設等において授乳コーナーの設置や乳幼児と一緒に安心して利用できるトイレ改修などに努めます。学校、保育所、保健センター、教育委員会などの行事の際には託児サービスなども併せて行い、子育てバリアフリーに努めます。

No	個別施策	取り組み内容	関係課
1	子育てバリアフリーの推進	新設するトイレはもちろんのこと、既存のトイレについても、和式から洋式に改修する際に合わせ、バリアフリー化に努めるとともに、授乳コーナーや乳幼児と一緒に利用できる多目的トイレを設置するなど、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりを推進していきます。	教育課 総務課 基盤整備課
2	保育所、小・中学校のバリアフリー推進	障がい児が利用しやすいよう保育所、小学校、中学校の施設の改修の機会に合わせて順次バリアフリー化を推進していきます。	教育課
3	児童館、放課後児童クラブ、子育て支援センター等への交通手段の確保	児童館、放課後児童クラブ等をできるだけ町内全域の子どもたちが安全に利用できるようにするため、福祉バスの運行などにより交通手段を確保します。	教育課

## 基本施策2 地域コミュニティづくりの支援

### ① 子育て支援のネットワークづくり

地域の子ども会やボランティア活動、子どもの健全育成活動など、地域における自主的な子育て支援活動の活性化を図るとともに、各団体の情報の共有化や連携の促進など子育て支援のネットワークを推進します。

No	個別施策	取り組み内容	関係課
1	ITを活用した情報提供	川辺町子育て支援センターにおいて独自のホームページを開設し、子育て情報の提供、あるいはメールによる相談等に対応できるよう努めます。	教育課
2	子育て支援センターの充実	現在、第三保育所内に「子育て支援センター」を設置しており、子育て家庭に対する育児不安等についての相談指導、子育てに関する情報提供や学習機会の提供、子育てサークル等の育成・支援、また、関係機関との連絡調整等の事業を行っています。今後も地域における子育て支援活動の拠点となる子育て支援センターの充実を図ります。	教育課

No	個別施策	取り組み内容	関係課
3	子育て支援総合コーディネーターによる子育て支援	地域子育て支援センターにおいて、子育て支援総合コーディネーターによる様々な保育サービスや子育て支援事業などの子育て支援サービス情報の提供や、問題をかかえる家族・児童についてのケースマネジメントを行って、サービスの利用援助などの支援を充実します。	教育課
4	子育て支援ネットワーク協議会活動の推進	子育てをめぐる環境は大きく変化しており、親の持つ子育て上の不安や悩みも多様化しています。特に児童虐待や障がい児療育・教育などにおいて、福祉・保健・教育などに携わる各関係機関がその子どもや家族の個別的課題を共有し、連携して最も適した援助を一体的、総合的に提供できるよう努めます。	教育課
5	子育ていきいきふれあいサロンの開催	児童委員、主任児童委員、福祉推進員、母子保健推進員等が連携して、未就学児を持つ保護者を対象として、できるだけ身近な小地域ごとに母親同士の交流や情報交換の場となるサロンを開催できるよう努めます。	教育課
6	なかよし広場の推進（園庭開放）	町内3ヶ所の保育所で定期的に園庭開放日を定め、家庭で子育てをする親子の遊びや異年齢児との交流、親同士の交流、子育て相談の場としています。今後も一層の拡大に取り組みます。	教育課
7	地域で子育てを支えるための体制整備	地域子育て支援センターとも連携して、子育てサークルの育成・支援に努めるとともに、母子保健推進員、食生活改善推進員による地域活動を強化して、地域住民による子育て支援活動の推進を図ります。	教育課

## ② 地域のふれあい・交流の促進

地域における子どもの健全育成を進めるため、子ども会活動等、自主的な地域活動を支援します。また、人とのふれあいを通じた子どもの成長を図るため、世代間交流や親同士の交流、子ども同士の交流ができるイベント等を開催します。

No	個別施策	取り組み内容	関係課
1	子どもの意見の反映	子どもの声を反映させるため、子どもたちが集う集会等を活用していきます。	教育課
2	児童館活動の推進	今後とも、ボランティア、保護者、住民等の積極的な協力を得て児童館活動の推進に努めます。	教育課
3	児童健全育成・子育て支援ボランティアの養成	平成 20 年より、町内の子育て支援機関と連携して、家庭教育支援チームと一緒に研修会を実施しています。今後さらに研修会を充実させるなど、資質の向上に努めます。また、町内の子育て支援機関と情報交換・連携の強化を図りながら、親同士の交流を広げ、子育て中の親に寄り添う支援を検討していきます。	教育課
4	子どもの地域活動・ボランティア活動の充実	各地区の子ども会活動を活性化させるためには、企画段階から子どもの参画が必要です。そのため、高学年児童をインリーダー研修会等への参加を促します。また、こうした各種研修会への参加により積極性や協調性を育て、子ども会のリーダーとしての資質を養います。	教育課
5	多世代交流の推進	わくわく子ども教室などを通じて多世代交流の推進を図ります。	教育課
6	保育所地域活動事業の実施	これまでも高齢者との世代間交流や異年齢児交流、子育て家庭育児講座などを開催してきました。今後も交流団体によるカリキュラム、年間計画を立て、ともに育ち合える交流の実施を促進します。	教育課
7	週5日制に対応する活動の推進・子どもの居場所づくり	わくわく子ども教室などの枠を拡大していくとともに、新規募集を行うなど、教室運営の幅を広げていきます。児童館など他施設との連携を図るなど、参加者の増加につながるよう体制の整備に努めます。また、地域の情報を集め、人材発掘に努めます。	教育課
8	電話相談窓口の開放	相談内容によっては、直接面接指導に結びつけるよう指導に努めるとともに、保健師又は管理栄養士が随時相談を受けられる体制を充実します。	教育課 住民課
9	地域健全育成活動の推進	子どもの活躍の場を増やすとともに、子どもたちの主張に対して町が取り組んだ活動などの報告も検討していきます。また、地区で活躍している子どもの実践発表や地区の特徴的な活動の紹介など、発表内容を増やすための検討をしていきます。	教育課

## 第5章 教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の 量の見込みと確保方策

### 1 教育・保育提供区域の設定



子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。

今後の子どもの数の増減を踏まえて、保育ニーズに対応していくには広域での調整を図っていくことが求められます。

これらの理由から、行政区1圏域を教育・保育提供区域の基本とした上で、需要分析を行い、1圏域の妥当性をみていくものとします。

## 2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方

平成27年度からスタートする子ども・子育て支援新制度では、市町村において5年を1期とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされており、保育所や幼稚園などの整備、地域子ども・子育て支援事業の実施について、必要とされる量の見込みを算出し、その提供体制の確保の内容及び実施時期を定めることとなっています。

### (1) 「量の見込み」は、「認定区分」、「家庭類型」などから算出します ●●●

#### ① 認定区分について

年齢と保育の必要性（事由・区分）に基づいて、1・2・3号認定に区分します。

以下のとおり、これまでの保育所の利用要件である「保育に欠ける事由」に追加や緩和がされています。

現行の「保育に欠ける」事由 (児童福祉法施行令 27 条・再掲)	新制度における「保育の必要性」の事由
<p>○以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること</p> <p>①昼間労働することを常態としていること（就労）</p> <p>②妊娠中であるか又は出産後間がないこと（妊娠、出産）</p> <p>③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること（保護者の疾病、障害）</p> <p>④同居の親族を常時介護していること（同居親族の介護）</p> <p>⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること（災害復旧）</p> <p>⑥前各号に類する状態にあること（その他）</p>	<p>○以下のいずれかの事由に該当すること</p> <p>※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能</p> <p>①就労</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く）</li> <li>・居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む。</li> </ul> <p>②妊娠、出産</p> <p>③保護者の疾病、障害</p> <p>④同居又は長期入院等している親族の介護・看護</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護</li> </ul> <p>⑤災害復旧</p> <p>⑥求職活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・起業準備を含む</li> </ul> <p>⑦就学</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職業訓練校等における職業訓練を含む</li> </ul> <p>⑧虐待やDVのおそれがあること</p> <p>⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること</p> <p>⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合</p>

長時間（主にフルタイムの就労を想定。現行の11時間の開所時間に相当）及び短時間（主にパートタイムの就労を想定。）の2区分の保育必要量を設けることとなります。

上記内容に加え、年齢で区分すると認定区分は、以下のとおりとなります。

		保育を必要とする	保育を必要としない	
0～2歳児	3号認定	保育標準時間利用（11時間）		
		保育短時間利用（8時間）		
3～5歳児	2号認定	保育標準時間利用（11時間）	1号認定	教育標準時間利用（3～4時間）
		保育短時間利用（8時間）		

## ② 家庭類型について

特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を把握するためには、1・2・3号の認定区分にそれぞれどれだけの家庭が該当するか想定することが必要です。

そのためにアンケート調査結果から、対象となる子どもの父母の有無、就労状況からタイプAからタイプFの8種類の類型化を行います。

類型化した区分を「家庭類型」と言い、“現在の家庭類型”と、母親の就労希望を反映させた“潜在的な家庭類型”の種類ごとに算出します。

父親		母親		フルタイム就労 (産休・育休含む)	パートタイム就労(産休・育休含む)			未就労
		ひとり親	フルタイム就労 (産休・育休含む)		120時間以上	120時間未満 64時間以上	64時間未満	
ひとり親		タイプA						
フルタイム就労 (産休・育休含む)			タイプB	タイプC	タイプC'			
パートタイム就労 (産休・育休含む)	120時間以上		タイプC	タイプE	タイプE'		タイプD	
	120時間未満 64時間以上		タイプC'					
	64時間未満							
未就労				タイプD			タイプF	

↑ 保育の必要性あり
 ↑ 保育の必要性なし

タイプA : ひとり親家庭(母子または父子家庭)  
 タイプB : フルタイム共働き家庭(両親ともフルタイムで就労している家庭)  
 タイプC : フルタイム・パートタイム共働き家庭(就労時間: 月120時間以上+下限時間~120時間の一部)  
 タイプC' : フルタイム・パートタイム共働き家庭(就労時間: 月下限時間未満+下限時間~120時間の一部)  
 タイプD : 専業主婦(夫)家庭  
 タイプE : パートタイム共働き家庭(就労時間: 双方が月120時間以上+下限時間~120時間の一部)  
 タイプE' : パートタイム共働き家庭(就労時間: いずれかが月下限時間未満+下限時間~120時間の一部)  
 タイプF : 無業の家庭(両親とも無職の家庭)  
 ※育児・介護休業中の方もフルタイムで就労しているとみなして分類しています。



## (2) 全国共通で「量の見込み」を算出する項目があります ●●●●●●●●

下記の1～10事業については、全国共通で「量の見込み」の算出を行います。

### 【 教育・保育の量の見込み 】

	対象事業	(認定区分)	事業の対象家庭	調査対象年齢	
1	教育標準時間認定	幼稚園 認定こども園	1号認定	専業主婦(夫)家庭 就労時間短家庭	3～5歳
2	保育認定	幼稚園	2号認定	共働きで幼稚園利用のみ希望の家庭	
	保育認定	認定こども園 保育所		ひとり親家庭 共働き家庭	0～2歳
3	保育認定	認定こども園 保育所 地域型保育	3号認定		

### 【 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み 】

	対象事業	対象家庭	対象児童
4	時間外保育事業（保育所延長保育）	ひとり親家庭 共働き家庭	0～5歳
5	放課後児童健全育成事業（児童クラブ事業）	ひとり親家庭 共働き家庭	5歳 1～6年生
6	子育て短期支援事業 （ショートステイ） （トワイライトステイ）	すべての家庭	0～5歳
			1～6年生
7	地域子育て支援拠点事業	すべての家庭	0～2歳
8	一時預かり事業 （幼稚園在園児対象の一時預かり）	専業主婦(夫)家庭	3～5歳
	（その他）	ひとり親家庭・共働き家庭	0～5歳
9	病児保育事業	ひとり親家庭 共働き家庭	0～5歳 1～6年生
10	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	すべての家庭	0～5歳 1～6年生

(3) 「量の見込み」を算出する項目（事業）ごとに、アンケート調査結果から「利用意向率」を算出し、将来の児童数を掛け合わせることで「ニーズ量」が算出されます ●●●●●●●●●●

ステップ1

～家庭類型の算出～  
アンケート回答者を両親の就労状況でタイプを分類します。

タイプAからタイプFの8つの家庭類型があります。

ステップ2

～潜在家庭類型の算出～  
ステップ1の家庭類型からさらに、両親の今後1年以内の就労意向を反映させてタイプを分類します。

町民ニーズに対応できるように、今回の制度では、潜在家庭類型でアンケート回答者の教育・保育のニーズを把握することがポイントです。  
○現在パートタイムで就労している母親のフルタイムへの転換希望  
○現在就労していない母親の就労希望

ステップ3

～潜在家庭類型別の将来児童数の算出～  
人口推計を算出し、各年の将来児童数と潜在家庭類型を掛け合わせます。

ステップ4

～事業やサービス別の対象となる児童数の算出～  
事業やサービス別に定められた家庭類型等に潜在家庭類型別の将来児童数を掛け合わせます。

たとえば、病児病後児保育事業や学童クラブ等は保育を必要とする家庭に限定されています。

ステップ5

～利用意向率の算出～  
事業やサービス別に、回答者数を利用希望者数で割ります。

本当に利用したい真のニーズの見極めが重要です。

ステップ6

～ニーズ量の算出～  
事業やサービス別に、対象となる児童数に利用意向率を掛け合わせます。

将来児童数をかけあわせることで、平成27年度から31年度まで各年毎のニーズ量が算出されます。

※ステップ6 上記ステップを基本にニーズ量を算出していますが、算出されたニーズから、どのような対象者でどのくらいの量を求め、現状との乖離状況がどれくらい生じている等、詳細に分析を行い、合理的な条件のもと、補正を行っています。

### 3 各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

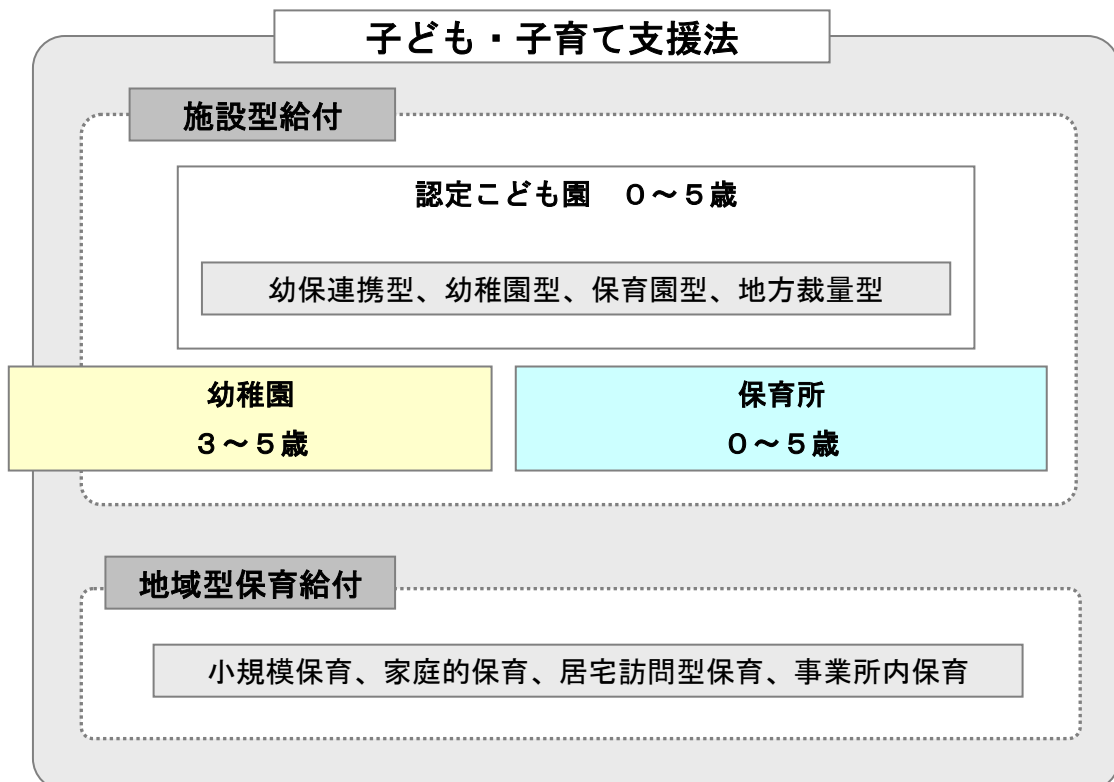
#### (1) 幼稚園、保育所、認定こども園

##### 【事業概要】

幼稚園は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身を助長することを目的としています。

保育所は、保護者が日中就労や疾病等により、就学前児童を保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育を実施します。

この他に、幼稚園、保育所の機能を備え、就学前の教育、保育、子育て支援サービスを総合的に提供する認定こども園があります。



【今後の方向性】

0歳～2歳においては、母親の就労状況等で保育ニーズが発生する可能性があることから、特に育休明けの1歳は年度途中のニーズに対応できるように確保する必要があります。

1、2歳児の保育ニーズについては、一定程度の見込みではありますが、3～5歳児の減少により全体定員に余裕が生まれることや定員の弾力的運用による受け入れにてニーズ対応が可能と思われれます。

3～5歳児の保育ニーズは現行の町立保育所の定員で確保できると思われれます。

また、平成29年度より公立の3つの保育所を保育に欠ける子ども以外の子どものも受け入れる保育型認定こども園へ移行します。

(2) 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 ●●●●●●

【平成27年度】

		平成27年度				
		1号	2号		3号	
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳 保育が必要	0歳 保育が必要
教育希望が 強い	左記以外					
(参考) 児童数推計		248人		166人	69人	
需要率		10.1%	0.0%	96.8%	32.5%	1.4%
ニーズ量の見込み		25人	0人	240人	54人	1人
提供量(確保方策)						
特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育園、 認定こども園	0人	290人		55人	5人
確認を受けな い幼稚園	上記に該当しない	—	—		—	—
特定地域型保 育事業	小規模、家庭的、 居宅訪問型、 事業所内保育	—	—		—	—
認可外保育施設		—	—		—	—
提供量合計		0人	290人		55人	5人
過不足分(提供量－ニーズ量)		▲25人	50人		1人	4人

## 【平成 28 年度】

		平成 28 年度				
		1 号	2 号		3 号	
		3 歳以上 教育希望	3 歳以上保育が必要		1・2 歳 保育が必要	0 歳保育が 必要
教育希望が 強い	左記以外					
(参考) 児童数推計		241 人		155 人	68 人	
需要率		9.5%	0.0%	99.6%	35.5%	7.4%
ニーズ量の見込み		23 人	0 人	240 人	55 人	5 人
提供量 (確保方策)						
特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育園、 認定こども園	0 人	290 人		55 人	5 人
確認を受けな い幼稚園	上記に該当しない	—	—		—	—
特定地域型保 育事業	小規模、家庭的、 居宅訪問型、 事業所内保育	—	—		—	—
認可外保育施設		—	—		—	—
提供量合計		0 人	290 人		55 人	5 人
過不足分 (提供量－ニーズ量)		▲23 人	50 人		0 人	0 人

## 【平成 29 年度】

		平成 29 年度				
		1 号	2 号		3 号	
		3 歳以上 教育希望	3 歳以上保育が必要		1・2 歳 保育が必要	0 歳保育が 必要
教育希望が 強い	左記以外					
(参考) 児童数推計		253 人		150 人	66 人	
需要率		8.7%	0.0%	94.9%	36.7%	7.6%
ニーズ量の見込み		22 人	0 人	240 人	55 人	5 人
提供量 (確保方策)						
特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育園、 認定こども園	30 人	260 人		55 人	5 人
確認を受けな い幼稚園	上記に該当しない	—	—		—	—
特定地域型保 育事業	小規模、家庭的、 居宅訪問型、 事業所内保育	—	—		—	—
認可外保育施設		—	—		—	—
提供量合計		30 人	260 人		55 人	5 人
過不足分 (提供量－ニーズ量)		8 人	20 人		0 人	0 人

## 【平成 30 年度】

		平成 30 年度				
		1号	2号		3号	
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳 保育が必要	0歳 保育が必要
教育希望が 強い	左記以外					
(参考) 児童数推計		256人		147人	65人	
需要率		8.6%	0.0%	93.8%	36.7%	7.7%
ニーズ量の見込み		22人	0人	240人	54人	5人
提供量 (確保方策)						
特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育園、 認定こども園	30人	260人		55人	5人
確認を受けな い幼稚園	上記に該当しない	—	—		—	—
特定地域型保 育事業	小規模、家庭的、 居宅訪問型、 事業所内保育	—	—		—	—
認可外保育施設		—	—		—	—
提供量合計		30人	260人		55人	5人
過不足分 (提供量－ニーズ量)		8人	20人		1人	0人

## 【平成 31 年度】

		平成 31 年度				
		1号	2号		3号	
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳 保育が必要	0歳 保育が必要
教育希望が 強い	左記以外					
(参考) 児童数推計		244人		142人	64人	
需要率		12.3%	0.0%	98.4%	36.6%	7.8%
ニーズ量の見込み		22人	0人	240人	52人	5人
提供量 (確保方策)						
特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育園、 認定こども園	30人	260人		55人	5人
確認を受けな い幼稚園	上記に該当しない	—	—		—	—
特定地域型保 育事業	小規模、家庭的、 居宅訪問型、 事業所内保育	—	—		—	—
認可外保育施設		—	—		—	—
提供量合計		30人	260人		55人	5人
過不足分 (提供量－ニーズ量)		8人	20人		3人	0人

## 4 各年度における地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

### (1) 時間外保育事業

#### 【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間から延長して保育を実施する事業です。

#### 【現状】

現状は、町内の認可保育所3か所で19時までの保育の受入れをしています。

	平成24年度	平成25年度	平成25年度
利用者数	8人	9人	10人
実施か所数	3か所	3か所	3か所

#### 【今後の方向性】

量の見込み人数は、現状を大きく上回らないことから、既存の保育施設でニーズの確保は可能であると思われます。今後利用者のニーズを注視しながら事業の充実を図っていきます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニーズ量	12人	12人	12人	12人	12人
実施か所数 (確保方策)	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
提供量	15人	15人	15人	15人	15人
過不足 (提供量-ニーズ量)	3人	3人	3人	3人	3人

## (2) 放課後児童健全育成事業

### 【事業概要】

保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施します。

### 【現状】

平成 25 年度で 2 クラブ、児童数は 65 人となっています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用者数	89 人	89 人	84 人	77 人	66 人
実施か所数	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所

### 【今後の方向性】

全体的な放課後児童クラブの利用ニーズには、今後も現定員数で対応できるものと思われます。夏休みなどの長期休暇のみの対応についても検討します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量	86 人	85 人	83 人	82 人	78 人
実施か所数 (確保方策)	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
提供量	90 人	90 人	90 人	90 人	90 人
過不足 (提供量－ニーズ量)	4 人	5 人	7 人	8 人	12 人





#### (4) 地域子育て支援拠点事業

##### 【事業概要】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

##### 【現状】

町内の子育て支援センター1か所で実施しています。

(年間)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
延べ利用者数	7,513 人日	8,506 人日	8,659 人日	6,984 人日	6,067 人日
実施か所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

##### 【今後の方向性】

利用ニーズ量は、現状程度の見込みとなっています。町内には地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）が1か所あり、現在のままで対応可能と思われます。

今後も引き続き、地域の身近なところで子育て相談や仲間づくりができる場として充実を図っていきます。

(年間)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量	8,174 人日	8,292 人日	8,135 人日	7,978 人日	7,781 人日
実施か所数 (確保方策)	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
提 供 量	8,174 人日	8,292 人日	8,135 人日	7,978 人日	7,781 人日
過 不 足 (提供量－ニーズ量)	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

## (5) 一時預かり事業

### 【事業概要】

保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、保育園その他の場所で一時的に預かる事業です。

### 【現状】

一時預かりは、川辺町第三保育園で実施しています。  
年間延べ約 200 人の利用者数となっています。

(年間)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
延 べ 利 用 者 数	194 人	206 人	245 人	218 人	197 人
実 施 か 所 数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

### 【今後の方向性】

今後も一時預かりに対するニーズは高いと予測されるため、美濃加茂市との共同によるファミリー・サポート・センターでの受入れなど、利用者が多様な選択をできる環境を整備していく必要があります。

(年間)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量（在園児対象を除く一時預かり）（人日）	186 人日	181 人日	175 人日	174 人日	173 人日
実 施 か 所 数 （ 確 保 方 策 ）	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
提 供 量	186 人日	181 人日	175 人日	174 人日	173 人日
過 不 足 （ 提 供 量 - ニーズ量 ）	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

## (6) 病児・病後児保育事業

### 【事業概要】

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設で児童を預かる事業です。

### 【現状】

病児保育は、平成 25 年度から、坂祝町に開設された病児・病後児保育室で実施しています。

利用の実績はありません。

(年間)

	平成 25 年度
延べ利用者数	0 人
実施か所数	1 か所

### 【今後の方向性】

病児・病後児保育について、今後利用者のニーズを注視しながら、引き続き継続実施していきます。

(年間)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量	12 人日	12 人日	12 人日	12 人日	12 人日
実 施 か 所 数 ( 確 保 方 策 )	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
提 供 量	15 人日	15 人日	15 人日	15 人日	15 人日
過 不 足 ( 提 供 量 - ニ ー ズ 量 )	3 人	3 人	3 人	3 人	3 人





## (9) 妊婦健康診査

### 【事業概要】

母子保健法第13条に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業です。

### 【現状】

妊婦健診に係る費用を（一人当たり14回分）助成することで、妊娠期の経済的負担を軽減し、適正な時期に定期的な受診がされるよう促し、異常の早期発見・早期治療及び精神的不安の解消を図っています。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
受診者延回数	884回	962回	836回	945回	844回

### 【今後の方向性】

妊娠期の経済的負担を軽減し、適正な時期に定期的な受診がされるよう促すことにより、異常の早期発見・早期治療及び精神的不安の解消を目指していきます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニ ー ズ 量	952回	924回	910回	896回	896回
実施体制 (確保方策)	早期から母性意識を高め子育てへの十分な準備を整えるよう支援するとともに、妊娠11週以内の届出を推進し、妊娠初期から継続した支援を行います。妊娠中の異常の早期発見に努め、適切な保健指導や治療の推進を図ります。				

## (10) 乳児家庭全戸訪問事業

### 【事業概要】

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

### 【現状】

健康状態の確認や保護者の悩み、不安、家庭問題等に対する相談にに応じてきました。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
訪 問 数	84 人	71 人	68 人	62 人	85 人

### 【今後の方向性】

少子化や核家族化により孤立し、祖父母や近隣住民からの援助もない中で子育てをしていく保護者が不安に陥らないよう安心して子育てができるよう必要な支援や助言を行うために、全戸訪問に努めていきます。また、相談支援については、職員の相談技術のさらなるスキルアップを図り、充実させていきます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
推 計 値	69 人	68 人	66 人	65 人	64 人
実 施 体 制 ( 確 保 方 策 )	育児不安や不適切な養育などの問題が発見でき継続した支援につながるよう、できる限り直接連絡をとり、状況把握等を実施していきます。				



## (11) 養育支援訪問事業等

### 【事業概要】

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、養育に関する専門的な相談指導・助言等を行います。また、出産前で特に支援が必要と認められる妊婦に対しても同様の支援を行います。

### 【現状】

養育支援訪問の件数は、年度によってばらつきがあり、平成 25 年度では 7 件となっています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
訪問延件数	2 件	4 件	3 件	0 件	7 件

### 【今後の方向性】

養育に関する専門的な相談支援については、職員の研修参加等により、相談技術のさらなるスキルアップを図り、充実させていきます。また、支援を必要とする保護者の利用に結び付くよう、事業の周知を行っていきます。

育児家事等の養育支援を行う育児支援ヘルパーの派遣事業についても今後、検討していきます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
推 計 値	7 件	7 件	7 件	7 件	7 件
実 施 体 制 ( 確 保 方 策 )	養育環境の維持・改善が図れるように積極的にかかわり関係機関と連携しながら、専門的な支援を行っていきます。				





## 2 総合的な放課後対策の推進

すべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、「放課後児童クラブ」と、「放課後子供教室」の連携を促進し、総合的な放課後対策の計画的な整備等を推進します。

### 【今後の方向性】

#### ① 放課後児童クラブと放課後学習クラブの一体的な実施

国の「放課後子ども総合プラン」を踏まえ、放課後児童クラブを利用する児童を含めてすべての希望する小学生が、放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型または、連携型により、実施します。

#### ② 学校施設の一層の活用促進

運営委員会等において、各学校に使用できる余裕教室等がないかを十分協議した上で、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を実施している時間帯のみの活用を含め、学校の特別教室、図書館、体育館、校庭等のスペースや、既に学校の用途として活用されている余裕教室の一時的な利用の促進を図っていきます。

#### ③ 教育委員会と関係機関との連携

総合的な放課後対策を推進するための運営委員会等を設置し、教育委員会と関係機関が連携を深め、学校施設の使用計画・活用状況等について十分に協議を行うとともに、両者が責任を持つ仕組みとなるよう、適切な体制づくりに努めます。

### 【放課後子ども総合プラン】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
放課後児童クラブ 実施箇所数	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
放課子供教室 実施箇所数	—	—	—	2 箇所	2 箇所	2 箇所

## 第7章 計画の進捗状況管理

### 1 施策の実施状況の点検

計画の適切な進捗状況管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「川辺町子ども・子育て会議」にて、施策の実施状況について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施するものとしてします。

なお、5章の「教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の量の見込みと確保方策」については、年度ごとにニーズ量と確保方策を示していることから、実施状況について年度ごとに進捗状況を管理し、利用者の動向等を鑑みながら、翌年度の事業展開に活かしていくものとしてします。



### 2 国・県等との連携

計画に掲げる取り組みについては、町が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や県、近隣市との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

具体的には、①子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する施策との連携、②労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携、において、児童虐待防止・社会的養護体制・母子父子家庭の自立支援など、専門的かつ広域的な観点から、県と連携し、推進するとともに、県を通じ、産業界や事業者に対する雇用環境の整備に向けた働きかけを要請していきます。